

令和5年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和5年6月9日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井 栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山 猛君
	18番	石松俊雄君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

19番 大貫千尋君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防次長	谷口哲也君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	島田茂君
企業誘致・移住推進課長	滝田憲二君
企業誘致・移住推進課長補佐	岡部隆君
企業立地推進室長	佐藤隆君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	石川幸子君
危機管理課長	谷田部仁史君
危機管理課長補佐	近藤智広君
高齢福祉課長	金木和子君
高齢福祉課長補佐	伊藤浩君
地域包括支援センター長	久保田真智子君
健康医療政策課長	山本哲也君
健康医療政策課長補佐	町田富士子君
商工課長	小松崎守君
商工課長補佐	桑嶋一志君
観光課長	山内一正君
観光課長補佐	川松祐市君
管理課長	小松崎宏君
管理課長補佐	鈴木行男君
学務課長	稲田和幸君
学務課長補佐	仁平秀明君
指導室長	持丸正美君

---

## 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

## 議 事 日 程 第 3 号

令和5年6月9日（金曜日）

午 前 10 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、19番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番田村幸子君、10番益子康子君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、6番坂本奈央子君の発言を許可いたします。

坂本奈央子君。

〔6番 坂本奈央子君登壇〕

○6番（坂本奈央子君） 6番、かさま未来の坂本奈央子です。議長より許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。質問は一問一答方式で伺います。

大項目1、地域おこし協力隊の活用について。

政府は、総務省による地域力の創造・地方の再生事業の一つとして、「地域おこし協力隊」という事業を行っています。これは、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組です。

地域おこし協力隊は、平成21年度に開始され、令和4年度取組団体数、自治体受入れ数は1,118団体で6,813名の隊員が活躍しているということで、政府はこの隊員数を令和8年度までに1万人に増やすという目標を掲げています。この目標に向け、地域おこし協力隊等の強化を行うこととし、令和5年度は3.8億円の予算を設定しています。

笠間市においても、この地域おこし協力隊の制度を活用して隊員を採用し、地域協力活動を行っていただいているところです。そこで、地域おこし協力隊の活用状況や今後の取組について伺います。

小項目①、市における地域おこし協力隊のこれまでの活用と現状は。まず初めに、市に

において地域おこし協力隊をいつから導入したか、これまで採用した人数などについて伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 6番坂本議員の御質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊は、ただいま御質問いただきましたとおり、平成21年度に導入された制度でございます。本市におきましては平成25年度に受入れを開始いたしました。本年5月までの段階で総数で18名の隊員を受け入れており、地域活動、空き店舗を活用したイベント、農業、新たな食の提供、教育旅行などの民泊、移住など幅広い分野で活動を行っていただいております。

現状としましては4名の隊員が活動しており、BMXやプロ野球団といったスポーツを中心とした地域振興、地域活動と農業振興、まちに眠る建築や歴史などによる地域振興、こういったものを主な活動としまして、それぞれの活動に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 平成25年度から採用を始め、これまでに18人、そして現状としては4名の隊員の方が現役隊員として活動されているということなのですが、では、その現役隊員として採用して活動していただいているそれぞれの活動内容は詳しく言うところのようなことか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 現在、活動している4名でございますが、スケートパークを拠点にBMXなどアーバンスポーツによる地域活性化に取り組んでいる隊員が1名、笠間の栗を中心とし、持続可能な農業ビジネスモデルの実現に向けて取り組んでいる隊員が1名、まちの景観、また、まちの建築の発掘やその資源を生かした、自らのスキルを生かした地域振興に取り組んでいる隊員が1名、県民球団アストロプラネッツと連携をいたしまして、スポーツを通じた地域振興に取り組んでいる隊員が1名の4名でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今、その4名の方の活動内容を伺うと、それぞれに違った場面で活動されていることなのですが、それぞれに活動されている活動拠点となるところがあって、それで活動されているということだと思っておりますが、地域おこし協力隊の活動に要する経費はどのような財源で対応されていて、金額はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 地域おこし協力隊の財源と内容という御質問でございますが、まず、地域おこし協力隊に取り組む自治体に対しましては、特別交付税の措置で対応をしているところでございます。内訳を申しますと、隊員の活動に要する経費が1人当たり上限で480万円、また、隊員の募集等に要する経費、こちら1団体当たり300万円、地

域おこし協力隊員のサポートに要する経費は、市町村のみが対象となりますが、1団体を上限としまして200万円、その他、地域おこし協力隊等の企業事業承継に要する経費、こちらが隊員1人当たり100万円といった、そのほか例えばインターンに取り組むとか幅を広げていけば、それぞれに特別交付税でございますが、措置がございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ということは、総務省からの特別交付税措置が対応されているので様々なメニューもどんどん増えてきているようなんですけれども、市の負担というのはないということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 特別交付税でございますので、簡単に特別交付税申し上げますと、特別交付税というのは普通交付税の中で補足されない災害などの特別な需要に対しまして措置をされると、総額が決まっている中での措置になりますので、私どもが取り組んでいるものそのものは、今申し上げた上限の中で全額需用として国のほうに申請をいたしまして、結果、総額の中で、他の事業もございますので、交付を受けるというような形になります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） ということは、今の御説明ですと、上限までの内部でやっているんで、基本的には、市からの持ち出しは発生しないということになるのでしょうか。呼ぶために必要な経費みたいな、特別にほかにかかっているかということなんですけれども、隊員を募集したり、採用したりというところ含めて、全てが交付税措置の対象になるということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 特別交付税の考えですので、補助金とはちょっと違います。この事業に対して、例えば2分の1補助が来るというような形ではなく、先ほど申し上げたとおり、例えば、私の所管の中では公共交通事業、デマンドタクシーであったり、あとは路線バス補助なんかもこの特別交付税の一つのメニューになっているというようなところに対応していくんですが、基本的に先ほど申し上げた上限の中で、内数であれば地域おこし協力隊活動に関する今申し上げたその内訳に対応する事業であれば、それはもちろん交付税措置の対象になるということでございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。では、現状については以上ということで小項目①を終わります。

小項目②、これまでの成果や課題としてはどのようなことがあるかということで、平成25年からスタートをされて、まず初めに、これまで過去に行ってきた成果としてはどのようなことがあるか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 冒頭、御質問いただきましたとおり、この制度は、地域力の維持や強化、またもう一方の観点として定住化、この二つが大きな制度の趣旨として動いているところでございます。そういった中で、地域力の維持や強化といった観点におきましては、一例ではございますが、この協力隊の活動を通して教育旅行や民泊の活性化、空き家等の活用による新たな拠点の形成、経験等を生かしたコンサルティング活動など、それぞれの隊員が持つ強み等を生かした地域力の強化にもつながるような成果が出ていると考えております。

また、定住という観点では、先ほど申し上げましたとおり、失礼しました、先ほど申し上げておりませんが、現在6名が定住しております、こちらは、一度定住した後に事情により転出した方を含めると今18名おまして、現在の4名を除いて、終了した14名のうち9名は任期終了後も一度は笠間市に居住をしているというような成果になっております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） その活動をしていただいている間の成果として、教育旅行であったり、コンサルティングであったりという活動をしていただいたというところも、まずはその成果としてあるということと併せて、やはり制度自体の最終的な目標というんですか、政府が意図して地域おこし協力隊を設置している目的としては、地方に人の移動が発生し、そこに定住をして人材がいなくて人材を補充していくというのですか、人材確保の支援をしていこうということが政府の大きな目標になっているわけなので、できるだけ定住をしていただくということが最大の成果ということになるのではないかと考えるところなんです、今お話にありました、18人採用したが現役隊員を除き、終了された方14名のうち6名は定住されているということなので、一定の成果を、そして最初は9名の方が定住、住んでいただいたがそれぞれの事情によって移動をされるということになったと思うんです、今の御答弁の中では一定の成果があるという評価をされているということで分かりました。地域課題の解決というところでは、なかなか目に見えにくい部分というのですか、分かりにくいところもあるとは思いますが、やはり活動をしていただくことで効果はあるということが分かります。

では、その成果としてはそういうことがあるが、一方で課題としていろいろあると思うんですけれども、課題としてはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 課題でございますが、やはり全員が定住をすることというものが基本的な最終目標でございますので、ここの定住率をさらにどのように向上していけるか、ここが1点目の課題でございます、また同時に、地域おこし協力隊につきましては全国で募集が進むところでございます。そういった中での人材確保とともに、市内の様々な分野で人材が不足している現状がございます。そういった中で必要なマッチン

グ、こういったところが課題として挙げられると考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、地域おこし協力隊を政府としても、先ほど申しましたが、1万人に増やすという方向で予算措置もしてはいるが、結局は、地域、地方での人材の取り合いみたいなことになってしまっている状況があるということがうかがえると思います。

また、ミスマッチというワードが出たんですけれども、採用に当たってどういうことをやるかということが明確でなかったり、隊員の方の希望する内容と合わないというようなことでなかなか継続して協力隊の活動を続けていただけないという状況もあるということが、ほかの自治体も抱える同じような悩みなんだと思うんですが、その点のできるだけそこを改善して行って、隊員数を増やして、もっと活発に採用していったらどうかなという提案をしたいと思っております、その点の改善策などについては次の小項目以降で触れていきたいと思っております。

今お話にありました、課題として挙げられることに、隊員となられる方の活動内容の認識と市側の認識のずれ、ミスマッチがあるということをお話しされたんですが、活動内容の変更というのですか、については、令和3年第4回定例会において内桶議員の質問に対する御答弁の中で、活動時期に、活動スタート時に決まっていた活動テーマがあったとして、活動していく中で活動内容を変えるようなことがあった場合はそれを認められるようにしていきたいとの御答弁がありました、これについてはそのような対応をされているか、また、そのような活動テーマを変えるような事例はこれまであったでしょうか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） まずは、マッチングそのものが課題であって、必ずしもミスマッチが現状としてあるかというようなところはやや相違するところがあるかもしれませんが、ただ、マッチングは課題であろうと思っております。

そういった中で、今御質問いただきましたとおり、募集のときの要件のかけ方というのが当然前提にはなってくるかと思いますが、やはり途中で、例えば自分が取り組んでいることの派生が出てきたり、もっとこういうことがやりたいといったことは、前回御答弁したとおり全く否定するものでございませぬので、引き続きそちらを認めてまいり、認めるというか、そこを踏まえて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、これまでそのような事例があったかといいますと、細かいところでこういうことをやろうとしていたところから、さらに例えば最初のテーマを持っていたところから自分のスキルを生かして違う取組も同時にスタートしたりとか、そういったようなことは今もございませぬ。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。



○6番（坂本奈央子君）　そうですね、今、柔軟に対応されているというような御答弁で、やはり隊員として配置される前と活動スタート後に、今おっしゃっていたように、別の地域課題が見つかったりとか派生するような課題が見つかって、そちらの課題解決のほうにもより興味や関心があったりとか、そういうニーズがより高いということが分かれば、その点でテーマを変えていくということもあり得ることなので、そこは今後もそのような対応をしていただいて、そうすることで定住の率も上がっていくのではないかと思いますので、柔軟な対応も必要かと思えます。小項目②を終わります。

小項目③、隊員募集の方法や採用方法について。まず初めに、隊員の募集はどのように行っているか、伺います。

○議長（大関久義君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　平成25年度の導入当初につきましては、非常に幅広い分野で募集を開始いたしまして、その後の定着率等を踏まえて、平成28年度からは活動内容の明確化に向けて、例えば栗の産地づくりに資する事業など、庁内の各課において必要とする事業での募集を行ってまいりました。また、昨年度は、応募する協力隊から活動提案を募集する方法を実施したところでございます。

採用につきましては、応募者のプレゼン、それぞれの事業に関連する職員等による面接などを行いまして採用を検討いたしまして、採用が決定した後は、本市においてはそれぞれの事業課に配属をした上で、先ほど申し上げた、自由度を高めた市内での活動等の実施、必要な支援等を行っているところでございます。

○議長（大関久義君）　坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君）　まずは、その庁内、市役所の内部で各課における隊員の要望がないかを聞いて、要望があれば募集をかけていくというようなことでよろしいですかね。それをいろいろなところにまいて、採用し、その後は担当課というんですかね、希望をした課に配属されて活動していくということなんですが、募集、今ちょっとお話にも出ました提案型とか、いろいろどのような業務を行ってもらうのか、業務内容についての採用の仕方というか、タイプがいろいろあるようなんですが、市では今のところ現状としてはどのようなタイプ、提案型と今おっしゃいましたけれども、ほかミッション型とか何かそういう何でしょう、目的を明確にした型が募集のサイトによく書かれているので、その型がちょっとキーワードになっているのかなというか、隊員で募集応募した人にそこが引っかかるのかなとちょっと思いましてお聞きしたいんですが、市としてはこれまでどのようなタイプでというんですかね、採用をされてきたか、種類というか、それを伺いたいんですが。

○議長（大関久義君）　政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君）　タイプに制度上の明確な定義というのはないと把握しておりますが、よく募集等で見ると資料の中では、先ほど申し上げた、例えばある程度活動内

容を明確化するような、こういう事業だというような募集の仕方をミッション型というような呼び方をし、またもう一つは、失礼しました、起こすほうの起業型というような言い方をする事例がございますが、私どものほうでは先ほど来の答弁と繰り返しになりますが、基本的にはその分類でいけばミッション型という分類であり、昨年度につきましては、提案型がイコール企業型ということ当てはまるのかどうかというところは疑問がありますが、皆さんがやりたいとするところの提案を聞き、それが地域力の強化につながると判断したもののについては採用したというような経緯でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 分かりました。そうですね、今、部長もおっしゃっていましたが、何をするかを明確化するための手段ということで、多くの自治体が多分、どういう型ですよということで、その中でこういう業務をやってくださいねという説明をしやすくするために、そういうワードというんですかね、タイプを提案しているのかなということで、先ほど定住になかなかつながらないというお話があったんですけども、そのこの課題としては、やはり内容のマッチングがうまくいかなかったということもあるが、ほかの理由としては、任期が終了した後の仕事が見つげにくいということがあるのではないかと思います。笠間市の場合で言うと、今お話にもあったように、帰属する市役所内の部署があって、そこに在籍しながら、活動を3年間なら3年間、1年から3年の期間ということなんですけど、やるということになると、その活動以外はなかなか活動しにくい、できにくいということになってしまって、3年の間にほかに定住につながるような仕事を見つけたり、つくっていくということは難しいというか、ほぼ不可能であるのではないかなと。会計年度任用職員という身分になるのではないかなと思うんですけども、副業は今では認められていますが、それでも日々の業務があるわけなので、なかなか難しいのではないかなと考えるところです。

このような課題を抱える自治体は多くあるわけですが、先進的な地域おこし協力隊の活用を進めている自治体として兵庫県豊岡市がありまして、3月に会派の研修で視察に行ってお話を伺ってまいりました。

豊岡市では現在47人の現役協力隊員が活動していることで、まずその数に驚いたわけなんですけれども、募集内容も様々で、今、話題というか、トピックにしていますタイプでいうと五つのタイプがあって、イノベーション型、担い手育成型、起業型、継業型、マルチワーク型とあって、一つ目のイノベーション型というのは、ミッション型に近い特定の業務内容に沿って活動してもらいながら一緒に価値を創造していくという意味を込めて、イノベーション型と言っているそうです。

二つ目の担い手育成事業は、1次産業や伝統工芸産業などの後継者、担い手として協力隊期間でとにかく技術を身につけてもらおうと、イメージでいうと師匠の元に弟子入りするというような感じのタイプであるということです。

三つ目の起業型は、笠間市でも提案型と起業型が同じかというお話ありましたが、豊岡市としては、市内の地域資源を活用した起業を2年間の活動期間で準備して、起業を目指してもらおうと、採用にはビジネスプレゼンしてもらって選考するというので、現在、5人の協力隊員がこのタイプで活動しているとのこと。

四つ目、継業型というのは、市内の特定の事業を継承、その事業を継いでもらうという、引き継いでもらうという活動で、活動期間1年の間に引き継いでいくようにするというので、直近で募集されているのが市内のスイーツ店の継業ということで、この事業を成長させるパートナーとしての後継者を探すスイーツ店が協力隊員の受入れ先となるとのことなんです。これは、とても面白い取組であると思いますし、笠間市でも導入ができないかと考えるところなんです。

最後のマルチワーク型は、今、隊員となる方がされている、現在も別な仕事をされている方がその仕事を続けながら地域の活性化に携わるというタイプで、コロナ禍でテレワークやリモートのやり取りが当たり前となったことで、そんな関わりを希望する方もいるのではないかということで、一つの例としては、市内に近畿大学附属高校があるそうなんです、その学生と関わりながら高校生と地域をつなぐコーディネーターの隊員を募集しているということです。

いろいろなタイプでの募集を行って積極的に協力隊員を採用しているわけなんです、私はこの中でも、先ほども言いましたが、担い手育成事業と継業型という取組が面白いなと思っていて、笠間市でも導入ができないかと考えるところなんです。農業や林業などの担い手不足は市内でも課題となっておりますし、継業型ではスイーツ店の例を挙げさせていただきましたが、事業主が隊員の受入れ団体となって隊員と一緒に活動していくということで、任期以降もそのままその仕事を続けていくことができるということが最大のメリットであると考えられます。

このような新しいタイプの募集について、今後検討されただけならば提案したいところなんです、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 先ほどの答弁とやや重複するところがございますけれども、自由度を高く今も活動をしていただいているところですので、多分これは一人一人の隊員でもしかすると相違があるかもしれませんが、こちらからの依頼の業務で時間が取れないというような状況ではないだろうというのが、私の今現在の隊員の状況というふうに思っております。

そういった中で、自由度を高めた動きをしていただいていることで、結果としまして、御自分の本業を持ちながら今こちらの地域おこし協力隊活動をやっている、今の例でいうとマルチワーク型ということになるんでしょうか、そのような形の事例があったり、あとは卒業した方では、市内の農業を継承する形で卒業後、笠間市に定住されている、いわゆ

る継業型ということに当たるのかもしれませんが、そういった事例は出てきているというところがまず私どもの笠間市の状況でございますので、ここは何を否定するということではなく、今までどおり、できるだけ活躍する人の考え方、また私どもの地域の課題、こういったところがマッチングできるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今の御答弁ですと、今の現状でも既にミッション型にこだわったわけではなくて、その後も御自分の意向に合うような仕事を継続されている方もいるので、自由度、勤務、隊員として活動されている間に制限がされて、ほかの活動ができないということではないですよという御答弁だと思うんですけども、御自分の将来的な活動も今の活動をしながら予定を立てるというのか、そのプランをしていくというのか、準備をしていくことができるというような御答弁だと思うんですけども、マルチワーク型であったり農業に従事されている方もいますということだと思っておりますけれども、もちろん自由度があることはいいことですし選択肢が広がるということもあるんですが、逆に言うとあまりに幅が広過ぎて、個人の負担というんですかね、その方自身の活動容量によってその後が決まっていってしまうのかなという、だからそこが自由度があってももちろんいろいろなことがやりたいんですという方が来ていただければいいんですけども、そこまでではなく、ちゃんと先がある程度決まって、自分はちゃんと定住して、仕事も笠間でしていきたいんだというような方に対して提案していく場合は、今言いました担い手育成型であったり継業型というのが適しているのではないかと、また募集もしやすくなる、そして多くの方に興味を持ってもらえることにつながるのではないかなと思って提案させていただいたわけなんですけど、いろいろな方とお話しさせていただきますと、受入れ団体として手を挙げたいというような方は必ずいるのではないかなと思いますので、ぜひともこの点については調査研究をしていただいて検討していただきたいと思います。

今募集について、採用のことについてもちょっと触れていただいたんですけども、採用するに当たっては、募集していますよということを周知していくことが重要となりますが、現在どのような方法で採用を行っているか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 募集に当たっての広報につきましては、まずは市のホームページというものがあって、笠間ファン倶楽部のメールマガジン、また、JOIN、移住・交流推進機構のホームページへの掲載等を行っております。昨年度につきましては、民間が運営する地方創生サイトへの有料掲載も実施したところでございます。こちらが、今の現状でございます。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 募集するに当たっては、やはり周知をいかにしていくか、より多くの人目に留まってもらって関心を持ってもらうということが重要になると思います。

今お話にありました、JOINとかSMOUTにも掲載されているでしょうか、移住の、そこはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） SMOUTにつきましては、掲載したことはございません。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） このSMOUTというのは、ページビュー数で結構すごく見られているサイトで、移住交流サイトのようなので、ぜひ今後そういうところにも、最初のお話で、政府が募集にかかる費用についてもある一定の支援をするというお話だったので、そのあたりを活用して、ぜひSMOUTにもサービスを、登録していただければと思うんですけども、先ほどお話しした豊岡市でも最初にスタートしたときはミスマッチが問題であったということで、そこをできるだけ解消していくことに注力したというお話でした。どんな活動を誰とやるのかということ具体的に明記したり、必要であればチャットなどを使ってどんどん募集したいと、関心のある方の質問に答えていくという手間をかけることが重要であると。先ほど言いましたSMOUTという移住スカウトサービスにももちろん登録されていて、豊岡市の場合では最近大量に採用しているということもあるのか、応募倍率が4倍以上になった例もあるということで、そのような周知の方法についても、新しい方法を模索していただきたいと思います。小項目③を終わります。

小項目④、今後の取組について。自治体によって活用状況は様々なわけですが、せっかく地域おこし協力隊という制度が国の制度としてあるので、移住施策の一つとして活用しない手はないのではないかなと、積極的に活用していったらいいのではないかと考えるところなんですけど、今後、市として隊員の人数を増やしていくとか、先ほどお話ししたような新しいタイプの募集の方法を模索するとか、今後の取組についてはどのような検討をされているか、伺います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 今後の取組ということでございますが、定住率の向上、さらには人材確保といった課題を踏まえまして、今年度は、人材の確保から活動支援を担う民間事業者との連携による取組を実施いたします。その中で、また一つの周知の方法として、先ほど申し上げたSMOUTでの掲載なども予定しているところでございます。

応募する協力隊の希望と実際の現場に入ってから活動の相違、任期終了後の自身の活動等の支援など、協力隊の活動において必要となる支援のポイントは、今御質問いただいたとおり、多数あると考えております。その中で、民間事業者との連携により、可能な限り支援を強化してまいりたいというふうに考えております。

一方で、協力隊自身が自分の実現したい姿をかなえていくためには、自らが必要に応じて地域や連携する仲間などをつくっていく必要もあると思っています。また、私たちと同

様に、この活動の原資が公金であることを踏まえた地域振興という認識は持つ必要があると考えています。

これらの点を踏まえまして、冒頭申し上げた人材確保、育成策を強めていきますとともに、雇用形態も含めて、これまでとここは変わりませんが、同様に協力隊員が活動しやすい環境の形成にも引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありました民間事業者との連携というところが、SMOUTに登録して、そこの支援を得ていくというようなことなんでしょうか、サイトとのSMOUTの連携が民間事業者との連携ということなんでしょうか、すみません。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 連携につきましては、SMOUTのみではなくてほかの事業者もございますので、そういったところと適切なポイントで連携をしていくということで今年度は進めてまいります。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） そうですね、募集の受入れ、まずその取っかかりというんですかね、のところがやはりすごく重要になると思ひまして、今、部長もおっしゃっていた、公金を使って地域振興に協力してくれる、活動してくれるという人を採用したいと思っているわけですし、地域おこし協力隊についてはなかなか人材がきちんとした人というんですかね、一生懸命活動してくれる方がないような、悪いような話も聞かなくもないところなので、やはりより採用をきちんとしていく、どのような方でどのような考えがあって、さらに採用された以降はその方がその実現に向かって活動できるように支援をしていくということが重要になるのではないかなと思います。

ミスマッチの解消、ミスマッチというのですかね、業務内容が思っていたのと違うというようなことの解消や定住へつなげていくには、協力隊員へ伴走支援する人員がいることが重要な要素であると考えるんですが、例えば先ほどの豊岡市のように募集の際に窓口となってチャットによる問合わせに対応するとか、現役協力隊員につないで活動状況を詳しく説明してあげるというような、地域おこし協力隊コーディネーターとでもいうんですかね、そのような方を配置して、募集から採用、活動という流れでサポートしてくれる人員を配置することが必要なのではないかなと思うんですが、そのようなことについては検討はされるでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 活動の支援、また事前の調整ということでよろしかったでしょうか。

やはり、まずは採用の内容というのですかね、活動内容というものは確かに一方だけでだけ明確化していく必要もあれば、採用の段階からやりたいことが何なのか、それが私

どもの課題に合致するのか、この二つのパターンを併用するのはいいんだろうというふうに思っているところがございます。また、採用の段階で深めていくことは重要だとは思っておりますが、いわゆる地域おこし協力隊という制度の採用であり、そういったところも含めて、いろいろな事業内容というのはどこまでが適切かというのは引き続き、今も進めているとおりに継続して検討は進めてまいります。

そういった中で、活動後の支援も含めたコーディネーターという部分につきましては、まず茨城県におきましてもOB、OGといった者をコーディネーターという形での配置を行っておりますが、また、私ども笠間市の中では基本的にはこのサポート体制というのは市の職員が担っているところがございますが、卒業し、また定住をしている協力隊の皆さんとも様々な意見は私どもも伺っておりますし、また現役の協力隊とOBの協力隊の連携と申しますか、会話の場面などは今もでございます。そういったような形で、今年度はさらにそこに民間事業者との連携というものも追加をし、今後、必要に応じた体制づくりには取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今のところでは、既にコーディネートをしてくれるような体制というか、ところも補えているというのですかね、ということなので、今年度はそのように今の状況を継続してやられていくということなのですが、今の状況ですと、各課が隊員を要望するけれども、窓口となる、募集の窓口となっているのは移住推進課になるわけですね。そうすると、職員の方でそこまで協力隊の仕組みとか活動状況など細かいことが分かっている方というの、なかなか推進課の業務もあるし、それだけにかかり切りになるということもできないのではないかなと推察しますし、地域おこし協力隊の活用をより活発なものにしていくには、コーディネーターの配置は必要であると考えますので、最初のほうにおっしゃっていただいた、募集にかかるとか、政府の支援のところにもそのような予算がつけられないかどうかということも含め、調査して検討していただきたいと思います。

国のまち・ひと・しごと創生基本方針2021では、地域における人材支援の充実として、地域における多様な人材の確保を推進する事業として、地域おこし協力隊などの事業を行うこととしており、今後も隊員の数を増やしていこうとしていますので、ぜひとも市としてこの制度を積極的に活用して、地域課題の解決へ向け、若い力で地域の皆さんとつながって活動してくれる協力隊員を増やし、ひいては移住、定住へつながる、する方々を増やしていくことへつなげていただきたいと思います。

以上で大項目1を終わります。

大項目2、ACP、アドバンスケアプランニングについて。ACP、アドバンスケアプランニングという言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。これは、この10年ほどで欧米を中心に進んだ、誰の人生にも訪れる最終段階をどう迎え、どう生きるか、それを前

もって考えようという取組のことで、日本では厚生労働省がACPという英語ではびんとかないだろうということで、人生会議と名づけて、この取組を普及させようとしています。

政府は、本人が希望する医療やケアを受けられるようにしていくためのプロセスともいえるこの取組は、地域包括ケアシステムにおいてもとても重要であると捉えており、ACPの普及・啓発を推進していこうとしています。そこで、市におけるACPの普及・啓発について伺います。

小項目①、ACP、アドバンスケアプランニングとはどのようなことか。まず初めに、ACPとはどのようなことか、伺います。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 6番坂本議員の御質問にお答えをいたします。

ACP、アドバンスケアプランニングとは、万が一のときに備えて、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合い、共有をする取組のことです。

国では、アドバンスケアプランニングの愛称を人生会議と決定し、あくまで自発的なプロセスとなりますが、毎年11月30日を人生会議の日としております。人生の最終段階を迎えるに当たりまして、受ける医療やケアについて何を望み、何を望まないのかを意思決定する局面が誰もが訪れます。その場合、本人の意思決定が基本とはなりますが、必要なときに自分で意思表示できる状態とは限りませんので、事前に大切にしていることや希望を伝えていくことが重要となります。希望や思いは時間の経過や健康状態によっても変化していくものであり、一度で決まるものではありませんので、繰り返し考え、家族等の信頼のおける人と話し合いをし、その考えを共有していくことが推奨をされております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今の御答弁でよく分かる御説明だったんですけども、アドバンスということで、前もって元気なうちに人生の最終段階の医療やケア、どこでどんなふうに過ごしたいかというような気持ちについて御本人、家族を含む近しい方、そして医療ケアチームが話し合いを重ねる、繰り返すプロセスをアドバンスケアプランニングと言うということで、部長もおっしゃいました話し合いを重ねたり、繰り返すプロセスのことが大事だということなんですね。

話し合いを重ねる、繰り返すというのは、やはり体の気持ちの状態、そして時間の経過とともに御本人の気持ちが揺れ動くからだということで、元気なときの気持ちとちょっと弱っているときの気持ちという、自分が弱っているなという感じるときの自分の気持ちや考え方は違ってくと推測されるわけです。

また、例えば人工呼吸器や点滴は一切使いたくないなどとしていても、意識はもうろうとしているけれども、3日くらい点滴をすれば呼吸が楽になりそうだというお医者さんの判断があるといったときに、御本人は気持ちを伝えられない状況で、だけれども輸血など



は一切しないという結論だけ書かれてしまっている指示書というものもあるそうなのですが、とすると、どういう選択をすればいいか家族は困ってしまうと。だけれども、この長いACPをやっていれば、話合いの中で、知人が入院したときの様子を見て長期間たっさんの管につながれているのは嫌だと思ったというその方のプロセスが分かっていたら、3日ぐらいの点滴であれば、本人も受けたいのではないかなと推測できるだろうというようなこともある。なので、繰り返し話合いを重ねて、その都度、話合いの内容を文書にまとめるとよりよいとされますが、結果としての文書よりもやはり話合いの過程、プロセスが何よりも重要だとされているということなんですね。

このACPという、言葉は日本で言うと、どちらかと言うとエンディングノートという言葉が先に話題となったというか、ドキュメンタリー映画が公開されたことなどをきっかけにエンディングノートというワードは知られるようになったかなという思いがありますが、いわゆる終活やエンディングノートなどとACPとの違いはどのようなことでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 終活という言葉につきましては、これは自らの人生の終わりに向けた活動ということで、自分が亡くなったときの葬儀ですとか、お墓の準備ですとか、相続であったり、身の回りの生前整理を行うことと認識しております。そして、エンディングノートは、終活の一つのツールといたしまして、家族や大切な人に伝えたいことを書き記しておくものという形だと思っております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） やはりどちらかと言うと、亡くなられた後にどうしてほしいとか、どういうことをしなければいけないみたいなところがエンディングノートだったり終活だけれども、ACPはその途中といいますかね、どういうふうな終末を考えるかというところの違いというのが分かりました。

厚生労働省による令和4年度人生の最終段階における医療ケアに関する意識調査の結果によれば、人生会議、ACPについて知っていますかとの問いに対し、医師や看護師、介護職員ではない一般の人では72.1%が「知らない」と回答したということで、まだまだACP、人生会議という愛称は国民への周知が進んでいないということがあって、この結果にあったので、政府もACPの普及・啓発をしていこうとする状況にあります。

また、ACPを通じて何かを決めておけばそれでオーケーというわけではなくて、先ほどから申していますが、変化にしていく状況に応じて本人にとって最適な判断をみんなで考えていくという価値観を共有できる。部長もおっしゃっていましたが、共有することが大事だということで、共有できるコミュニティー、これは地域包括ケアシステムにおいても重要であるというのは、御本人が家族や近い人だけでなく、医療やケアをするドクターや介助、介護してくださる介護職などの関係者とのコミュニティーをつくっておくこ

とが、ACPが力を発揮するための必要条件になると言われています。そのような取組をしておけば、本人が望まない医療やケアがされてしまうというミスマッチが起こりにくくなることにもつながるといことで、そのような点からもACPはとても大切な取組であると考えられます。ACPとはどういうことかについての小項目①を終わります。

小項目②、市におけるACPの普及・啓発の取り組みは。国は人生会議という愛称をつけてACPを普及・啓発しようとしています、市ではどのような取組を行っているでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 本市におきましては、アドバンスケアプランニングの理念に基づく実践といたしまして、要介護認定を受けている高齢者等の支援会議の機会などにおきまして、尊厳ある暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、家族やケアマネジャーなどの支援者が御本人の意向の聞き取りなどを踏まえながら、ケアの方向性の決定や共有を行っております。

また、普及・啓発の取組といたしましては、御自身が元気で御自宅で生活されているうちから、終末期に希望する医療やケアについて、また、残された人生を何を大切に、どう過ごしたらいいのかなどと考えるきっかけづくりに取り組んでおります。具体的には、人生会議のツールとして考案されましたカードを活用して、ゲーム形式で自分を見詰め直すための座談会や、人生を振り返りこれからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記すためのエンディングノートの作成や、それを活用して勉強会や講演会を開催しております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 既に、カードを使ってゲーム形式で話し合ってみましょうというようなきっかけづくりをしていただいているということなのですが、実際に参加された方々の反応というか、感想としてはどのようなことがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 座談会等に参加された方で、話合いを通じていろいろな皆様の意見を聞いて、これからの人生を考える参考になったことですか、それから振り返りを行うことによりまして、人生において何が必要なのか、それから何が大切なのかということを再認識されたり、それから気がかりではあったけれどもなかなか手をつけられなかった案件なんかにつきましても、早々に取り組まなければならないかなというような感想をいただきまして、思いから行動へ移るきっかけづくりの場になったと認識しております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） おおむね今きっかけ、本当にきっかけになったり、なかなか話し合うことができないことの、考えないといけないというスタート地点に立つような気

持ちになれたという感想をお持ちだということで、このような取組は今後もぜひ続けていっていただきたいと思います。小項目②を終わります。

小項目③、今後の取組について。国の2017年の調査によれば、66%の方が人生の最終段階における医療について関心があると回答していますが、「詳しく話し合っている」「一応話し合っている」という方は40%であったということで、今お話にもありましたけれども、話し合うきっかけがなかったという理由が多いということなんですね。

こういう話を切り出しにくいのが実情としてはあって、死に関することは縁起でもない敬遠されてしまう傾向があるということなんです。厚生労働省と神戸大学によるきっかけづくりとなりそうなサイトがありまして、質問として幾つかあって、それについて考えたり答えたりしていくと、自分としてはどういうことを希望するかなどを考えることができ、質問を終えるとその考えをまとめて印刷することもできて、家族や近い人と、もしくはドクターや介護の方と共有することができるものになっています。

自治体によっては人生会議してみませんかというサイトをつくっていたり、市民向け出前講座などを実施しているところもあるようなんですが、ぜひとも市としても、このACPということを知ってもらったり、ACPに取り組むきっかけづくりとなるような活動を行っていただきたいと考えますが、今後の普及・啓発として取組としてはどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 今後の取組についてでございますが、アドバンスケアプランニングの理念に基づきまして、既に医療機関や居宅介護支援事業所等でも取り組んでおりますが、市でもこれまでも実施している高齢者等の支援の機会からさらに対象を広げまして、周囲の人たちと繰り返し話し合い、共有できるきっかけづくりのため、ホームページや広報紙による周知活動を進めていくとともに、ケアマネジャーや薬剤師などの専門職が集う多職種連携会議においても、情報共有をしてみたいと考えております。

そのほか、令和2年の「広報かさま」2月号でもアドバンスケアプランニングについて周知をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして中止となりました講演会を、今年度開催する計画をしております。市民の皆様に改めて周知し、啓発をしてみたいと考えております。

また、アドバンスケアプランニングと並行いたしまして、人生100年時代を迎え、いつまでも元気で暮らしていくためには健康管理も重要でありますので、引き続き健康診査や健康教育、健康講座などを市民の健康づくりにも努めてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 坂本奈央子君。

○6番（坂本奈央子君） 今お話にありました、今後は講演会なども開催していただけるということで、より幅広い世代にこのACPについて知っていただくような事業を実施していただきたいと思いますし、私も講演会にはぜひ参加させていただいて勉強させ

ていただきたいと思えます。

笠間市高齢者福祉計画、介護保険事業計画、成年後見制度利用促進基本計画の第3章にもアドバンスケアプランニングについて触れられており、市民が人生の最終段階について考えたり、話し合うことができるよう啓発を進めますとありますので、ACPの取組の普及・啓発を進めていっていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 6番坂本奈央子君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

9番田村幸子君の発言を許可いたします。

田村幸子君。

〔9番 田村幸子君登壇〕

○9番（田村幸子君） 9番、公明党の田村幸子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まず初めに、国の推計によりますと、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、認知症高齢者の割合は、65歳以上の約5人に1人にまで増加するものと見込まれております。そうした中、1人で外出した認知症高齢者による事故、例えば、自転車で他人にけがを負わせてしまった。また、誤って線路内に入り電車を止めてしまったなどの出来事に遭遇したことにより、本人とそれを見守る家族の精神的、経済的負担は計り知れません。

2007年12月に、家族が目を離した間に当時91歳の認知症の男性が線路内に入り、列車にはねられてお亡くなりになるという痛ましい事故が、愛知県大府市で発生いたしました。事故から半年後の2008年5月には、突然約720万円の損害賠償請求書がJR東海より届きました。その後、御家族は、8年間大変な御苦勞をされました。この事件から10年となる2017年12月、愛知県大府市では全国初の認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定し、翌年6月には家族が賠償責任を負った場合に備える保険事業も導入しました。このような中、賠償責任保険を活用した補償制度を導入する自治体が、全国に拡大しております。

それでは、大項目1、みんなで支え合う福祉のまちかさまが目指す認知症高齢者対策についてお伺いしてまいります。

小項目①、笠間市の認知症高齢者は、現在何人か掌握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 9番田村幸子議員の御質問にお答えをいたします。

笠間市の認知症高齢者数の把握状況でございますが、初めに、本市では認知症の判断基準として、要介護認定時における基準の一つである認知症日常生活自立度を用いております。これは、認知機能の状態により8段階に区分されているもので、下から3段目の基準である日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが多少はあっても、誰かが注意をすれば自立できる状態に該当する比較的軽度の方から認知症高齢者として数えております。

令和5年3月末時点の要介護認定結果からその人数を申し上げますと、認知症に該当する症状が見られる高齢者数は2,569人でございます。これはその状態像に違いはありますが、要介護認定を受けている高齢者4,035人のうち、約63.7%の方に認知症の症状が見られるという状況となっております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ただいま説明をしていただきましたが、要介護の認定を受けている4,030人のうち、2,569人の67.3%の方が認知症になっているというこの事実、笠間市にも多くの方がいらっしゃいますが、表からはほぼ分からない方が多いように思われます。また、いろいろな支援、様々な角度からの支援やサービスが整いつつある世の中で、この御自宅在宅介護をされている方々も多く、苦勞を抱えながらなさっている方も多いかと思いますが、サービスのこういった提供によって、少しずつそういった苦難も軽減されているのかなと思われます。

それでは、小項目②ですが、茨城県にはおかえりマークというものがあるようです。この利用内容と利用状況についてお伺いたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 認知症高齢者の行方不明時の対応につきましては、自治体を超えての広域的な取組も必要であることから、国や県が支援の枠組みをつくりまして、市町村が実施をする制度がありまして、おかえりマーク事業は、県内各自治体、警察署など茨城県全体で取り組んでいる事業でございます。

事業内容でございますが、高齢者の方が記憶障害や見当識障害など認知症の症状があり、外出先から帰宅できず、警察などに保護された場合に備え、おかえりマークという自治体名と登録番号の入ったシールを高齢者自身の靴やつえ、衣服など身の回りの物に貼り付けて利用するものでございます。このシールは、防水反射素材やアイロンシールなど用途に応じて利用できるようになっており、市に登録された番号で住所、氏名、緊急連絡先などの情報を管理し、県警本部へ事前提供することにより、利用者が警察に保護された場合に御家族への迅速な連絡などを可能とするものでございます。平成30年度の事業開始以来、本市では今年5月末日までに34人に交付しており、高齢者の保護に活用されております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） このような取組があるということは、こういった名前のシールが

貼ることによって、この方がこういう認知症につながっていらっしゃるんだということが認識できると思いますので、こういった取組はまたさらに続けていっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、笠間市独自で行っている政策についてお伺いしたいと思います。

小項目③に入ります。笠間市が推進している認知症対策と取り組みについて、初めに、位置情報端末機（GPS）の貸し出しのサービスと、利用者数、課題などについてお伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 認知症高齢者等の支援事業の一つであります位置情報端末機、GPS貸出しサービス事業は、GPS機器を利用した徘徊高齢者の早期発見により高齢者の安全と家族の負担軽減を図ることを目的に、令和元年度より取り組んでおります。この事業は、認知症により徘徊のおそれがある高齢者を在宅で介護する家族に対しGPS機器を貸与し、高齢者がふだんから持ち歩く物などに機器を取り付けておくことで、行方不明時に位置情報の把握ができるというものでございます。利用方法は、家族が位置情報検索アプリをスマートフォンに登録しておき、行方不明時にアプリで検索をして居場所を特定するものでございます。また、御家族が現場に向かうことができない場合は、警備員による駆けつけを依頼することもできる仕組みとなっております。

これまでに25人に機器の貸出しを行っており、現在は5の方が利用をしております。利用料金は、初期費用7,700円、月額基本料が1,320円、現場駆けつけサービス1万1,000円などで、初期費用は市が全額助成し、その他の費用は利用者が負担をしておりますが、非課税世帯や生活保護世帯は市が費用を助成し、費用負担の軽減を図っております。

なお、現行機種は、機器の大きさから本人への持たせ方に工夫が必要な面もありまして、利用のしやすさなどが課題となっております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） この取組で実際助けられたという方はいらっしゃいますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） このGPSの位置情報検索は、利用している家族が自らインターネットを使ってウェブで検索する方法と、電話でオペレーターに依頼する方法の二つがありまして、これまでウェブ検索が303件、依頼検索が39件ございました。

それから警備員の現場駆けつけ依頼は3件ありましたが、これも常習性のある方で同じ方が利用したということで、これらが活用の実績となっております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

利用者数とか、またこちらのGPSにおきましては、縦が8.4センチ、横が4.6センチ、厚さが1.6センチと、少し御高齢の方には大きいような気がするのですが、また重さが67

グラムとつけづらくはないか、携帯しづらくはないかと思うのですが、何か今後の対策と  
いうか、利用者を増やすというような観点から何か考えていることはありますか。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 高齢者が行方不明になった際に、この仕組みが有効に機  
能するためには、御本人がGPS機器を所持しているということが前提となります。

この機器ですが、今議員おっしゃられましたように、重さが67グラムで、大きさとして  
ポケットティッシュ半分ほどの大きさでして、それ以外に2週間に一度の頻度での充電も  
必要となっております。現在利用している方の状況を見ますと、ふだん持ち歩く手下げ袋  
に入れたり、あるいはつえにくくりつけるなどして利用されているようですが、手持ち品  
だけではなくて、ふだん着ている洋服のポケットへの落ちないような工夫ですとか、さら  
なる具体的な手法の助言なども必要と考えております。充電など日々の管理や機器の身に  
つけ方などについては御家族の協力が不可欠となりますので、利用開始時の相談も含めた  
きめ細かい対応など効果的利用に努めてまいりたいと思います。

それから利用者を増やす対策としては、デイサービスやショートステイなど在宅介護サ  
ービスの利用により見守りがされているということが一義的にあるかと思いますが、やは  
り制度の周知が不足しているということも考えられますので、今年度から要介護認定時に  
徘徊するようなリスクが高いと判断した高齢者の家族に対し個別に事業案内をしたり、ケ  
アマネジャーや民生委員に対して改めて事業の周知をして、担当するケースでそういった  
事例があれば申請支援を依頼して、制度の利用促進に努めているというところでございま  
す。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 細かいところまでいろいろと考慮していただきながら、課題対策  
のために取り組んでいただけるということを伺いまして、今後とも、せっかくないい機器が  
あっても身につけることができなくてはいざというときに役に立たないわけですので、今  
後もどうぞこの対策にもしっかりと力を入れていただけたらと思います。よろしくお願いい  
たします。

それでは次に、小項目④の笠間市、すみません、議長、ちょっとチラシの提示を許可し  
ていただけますでしょうか。

○議長（大関久義君） 了解します。

○9番（田村幸子君） 今までもチラシがあったんですけども、今回は、笠間市徘徊高  
齢者等SOSネットワークの御案内というものを笠間市のほうからいただきましたので、  
これについてお伺いしたいと思います。

まず、④の笠間市徘徊高齢者等SOSネットワークの仕組みについてお伺いしたいと思  
います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 高齢者SOSネットワークは、行方不明高齢者の早期発見のための全国的な取組として制度化されたもので、警察や地域の連携により高齢者の早期発見、保護に結びつける仕組みでございます。

認知症の高齢者等が行方不明になった場合には、まず家族が警察署へ行方不明の届出をし、警察の捜索活動が開始されます。同時に、市は警察署からの協力依頼に基づいて、防災行政無線やかさめーるにより市民に情報提供を呼びかけます。さらに、SOSネットワークに登録していただいている協力機関、協力員には顔写真などより詳細な情報を周知し、通常の業務や日常の活動の中で、特徴が似た人を見かけたなど気づいた点があった場合に情報提供をいただくものでございます。

また、認知症高齢者等で徘徊のおそれがある方については、顔写真等の情報を事前に市のほうに登録することもできまして、それにより捜索活動の円滑化を図っており、現在52人の高齢者の方が事前登録をされております。さらに今年度から連携を強化しまして、必要に応じ、消防団等の協力による捜索活動を行う取組を開始しているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 私もよく、最近は少なくなったと思いますが、防災無線から本当に行方不明になった方の詳細なお知らせが流れてくることがあります。本当にこれだけ多くの方が関わって、携わってくれているんだなということを、改めてこの仕組みを聞くことによって伺うことができました。

ただ、このネットワークの御案内の中で一つ気になったということがございます。これは、チラシのタイトルにあります徘徊という言葉に抵抗を感じている市民の方がおります。徘徊という言葉には、目的もなくうろろと歩き回るという意味があります。認知症の方の外出の多くは御本人なりの目的や理由があり、徘徊と呼ぶことで認知症の方の外出は危険または認知症になると何も分からなくなるなどの誤解や偏見につながるおそれもあります。御本人の気持ちを尊重するとともに、介護する御家族の気持ちにも配慮したふさわしい表現に言い換えることが大切ではないのかと思われます。法令等で定める場合を除き、独り歩きが心配な方など考えてはいかがでしょうか。

それについてのお考えをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 徘徊という言葉には目的もなく歩き回ることという意味あるということで、今、議員のほうから御説明がございました。認知症の正しい理解と啓発という視点からも御本人に対する偏見や誤解を生まないように、また御家族の気持ちに寄り添うという観点からも、最近、国においても取り組む認知症の新たな施策においては、徘徊という表現は用いられなくなってきております。その局面によるんですけれども、徘徊という言葉全てが悪いということではないんですけれども、そういった傾向が見られて



おりまして、福祉政策はこういった時代の課題観なども踏まえて政策に反映させていくということも重要でありますので、体制の強化との組み合わせなども併せまして、状況によってどういう表現、言い換えが適当であるかというようなことも踏まえて、ぜひとも本人の気持ちに配慮したり、また一般の市民の方に伝わりにくいということも問題でありますので、そういった部分も踏まえて、今後議論していければと考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） より多くの方が納得をして、また必要な方がスムーズに登録できるような体制づくりを今後もぜひ検討していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではその続きになりますが、小項目⑤に移ります。今のSOSネットワークの仕組みについての続きですが、協力機関や協力員の現況と登録者数、現況ですね、と課題などがあるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 本事業における今年5月末現在の登録、協力機関は、市内の金融機関や郵便局をはじめ牛乳、新聞などの販売店、生活協同組合や介護事業所など56事業所でございます。この協力事業所については、車などで市内の移動を伴う業務が多い事業所に趣旨を説明し、御協力をいただいております。また、個人協力員につきましては、民生委員の方などを中心に、市民の方20人に登録をいただいておりますが、認知症高齢者が増加する中で、さらにより多くの事業者や市民の皆様に御協力いただくことを進めてまいりたいと考えております。

具体的な取組としましては、未登録の介護事業所やスーパー、コンビニなど多様な事業所に対して協力機関として登録していただく働きかけをしてまいりたいと考えております。また、個人の協力員につきましては、民生委員や各種ボランティア団体、また市で開催しております認知症サポーター養成講座に参加した方など日頃、地域で活動している方々を中心に広く呼びかけを行い、認知症高齢者を地域で支える受皿の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 地域での支えはとても大事なことだと思います。これだけの事業主、また事業所が協力をしてくださってはおりますが、先ほどの最初に申し上げました、愛知県大府市の取組としては現在、サポーター数を2万人目指して頑張っていると伺っております。小学校や中学生なども協力をしていただきながら取組を進めているようではありますが、どこでどのような方と出会うかは本当に分からないことで、より多くの方々への、また支援体制を組んでいただくことが大切かと思われまます。

また、このほかにも課題はあるでしょうか、この取組によって解決できた例などがありましたら教えていただけたらと思います。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） そのほかの課題ということでございますが、まず、これまでに発生した事例を見ますと、御家族が高齢者の不在などに気づいて警察に相談に行く時間帯が、どうしても午後になることが多いということがございます。市民などへの協力の呼びかけが夕方近くになるというような場合がございまして、この事業は、行方不明になっている高齢者の特徴を伝えて、関係者の目視による気づきによって情報提供いただくというようなものでありますので、夕方から夜間の時間帯になるとなかなか協力が得られにくいというような課題がございます。これらの解決策の一つとして、先ほどお答えしましたとおり、状況に応じた地元消防団への協力依頼の仕組みを構築しまして、限られた時間内に積極的な捜索活動ができる体制、これを開始しているところでございます。

それから、これまで発見された例ということでございますが、平成29年度から令和4年度末まで笠間警察署管内で高齢者が保護された件数、笠間警察署管内ですので笠間市と城里町ということになりますが、253件ございました。そのうち警察から笠間市のほうに協力依頼があって呼びかけ、SOSネットワーク協力事業所へ協力依頼を行ったというのは19件でございます。

この協力によって発見、無事保護されたという例としましては、友部地区の方が医療機関を受診した後に帰宅をせずに行方不明になったというケースがありまして、防災無線を聞いた市民の方がそれらしき人がいるとの情報をいただいて、警察に保護されたというような事例がございます。それからまた2か月前になりますけれども、4月に岩間地区の方が早朝から自宅から外出しましてそのまま行方不明になりまして、このネットワーク活用で、警察から消防組織の分団の要請等の動きをしまして、捜査協力の活動の結果、消防車が行方不明者を発見し、無事保護したというような事例がございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。本当にこれより多くの方のこういったつながりによっていろいろなところで危険な状態から回避されているという事実を知ることができまして、こういった取組は本当に重要であることを、ますます今後そういう高齢者が増えていくという、未来のこういった状況に遭遇するわけですけれども、こういった体制づくりというのをしっかりと取り組んでいただくことが大事だということを改めて認識をさせていただきました。今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

では、最後になりますが、小項目⑥で、今回、認知症高齢者が日常生活の中で起きた人損事故や物損事故で、損害賠償責任を課せられたとき等に適用される、お出かけ安心保険事業の導入への考えについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

○福祉事務所長（堀内信彦君） 認知症高齢者を対象とした個人賠償責任保険につきましては、先ほど議員からも冒頭御説明ありましたとおり、2007年に認知症高齢者が線路内に

立ち入って死亡した事故などを契機に、家族の監督責任の有無などがクローズアップされまして、その後様々な保険、保障の仕組みができてきております。

今後、高齢化に伴う認知症高齢者の増加により認知症に起因する事故やトラブルも増加することが予想される中で、こうした保険の仕組みを、先ほどお話ししましたSOSネットワーク事業と組み合わせて実施している自治体も増えてきておりまして、現在、本市でも近隣自治体との情報交換などを行っているところでございます。こうした仕組みの導入は、高齢者や家族、それから地域の事業者を含む幅広い市民の安心のために有用であると考える一方で、先行で実施している自治体の状況を見ますと、保険金の支払い実績など費用対効果の面でも課題があると思われることから、ほかの自治体の実施状況や実績、それから保険会社各社が補償内容などを比較、検証しまして、本事業の必要性について精査をして、今後判断してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） この保険制度もいろいろあると伺っております。本当に高額な補償になればなるほどお一人の加入する金額も大きくなっていくと思いますし、どこまでの範囲でこういったものを推進していくことが大事なのかというのはいろいろな角度から見ていかなければいけないことだと思っております。

昨年8月に水戸市がこのような取組を開始をしているようでありまして、現在100人以上の方が登録をしていると伺っております。本当にちょっとした間、時間の、本当に数分の中で起こる事故ということが認知症高齢者の方の中には多くあるということ、いろいろな事故や事件などの情報から認識をしております。

どうか笠間市で今まで本当に大きな事故がなくやってこられたのも、このような取組を地道に進めていただいているからだと思、改めてすごいことだなと思、今後も大きな事故がないように、また本当に、改めて願いを込めまして、一番皆様にとって安心安全な取組になるよう、また納得をしていただけるような取組になるようお願いしたいと思います。

以上をもちまして、大項目1を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、大項目2に移らせていただきます。大項目2、日常と災害時をつなぐ（フェーズフリー）の考えが生かされる持続可能なモバイル型仮設住宅の導入促進をということで、今回、災害に遭った方々が生活を再建するために欠かせないのが仮設住宅です。全国的にも多くの災害の中で仮設住宅が力を発揮していることは、皆様も御存じのことと思います。

令和元年9月、東日本台風19号により甚大な被害を受けた常陸大宮市では、市内を流れる久慈川の堤防が4か所、那珂川が2か所で決壊し、その影響で、全壊48戸、大規模半壊81戸の住宅被害が発生いたしました。常陸大宮市は、運搬が容易で短期間で設置可能な、かつ3重層のため保湿性や機密性、防湿性が高いと言われているモバイル型の仮設住宅、

ムービングハウスを導入し、最短わずか1週間で入居することができた方もおられたそうです。フェーズフリーの大原則は、災害時の利用が終了した後もこのような仮設住宅を店舗や事務所、宿泊施設などへと再利用でき、災害時でも日常時でも利用可能ということです。このことについて、笠間市のこれからの取組になっていくのかどうかを伺っていきたいと思います。

それでは、小項目①、笠間市が目指す宿泊施設立地促進事業と現状についてお伺いいたします。これは3月の定例議会で内桶議員が質問をされましておおむね説明は伺ったんですけども、確認のためということもあり、また視点もちょっと違うので、お伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 9番田村議員の御質問にお答えをいたします。

本市は県内でも有数の観光都市である一方で、滞在時間の延長による経済効果の向上が長年の課題であり、また同時に、都市的発展を牽引する都市機能の強化もまちづくりの課題となっております。このような中で、これまでも宿泊施設の誘導には力を注いできておりますが、2020年に支援制度の創設につきまして議会に報告をさせていただいたことに始まり、2022年10月に笠間市立地適正化計画における居住誘導区域などに立地する事業者の支援制度として宿泊施設立地促進事業を創設し、現在に至ります。

現状といたしましては、2020年以降に限って30近くのホテル関連事業者等との協議を行っており、それぞれに熟度や内容は違いますが、事業者側においては本市を対象にした立地に向けた検討なども進められているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 笠間市は本当に様々な目的を持ってこられている方がいらっしゃると思いますので、いろんな形態の、今30近くのホテル関係の事業者と連携を取っていると伺いました。

こういう検討中の宿泊施設の中に、移動可能なモバイル型仮設住宅、ムービングハウスやトレーラーハウスなどを活用した宿泊施設の導入については入っているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） この制度に基づく協議の中では、当然、場所も居住誘導区域のほか、例えば道の駅周辺とかそういった区域の中で協議をしております、その地域によっては様々な形態のいわゆる宿泊施設というものがございまして、私どものほうで具体的にこうというところはございませんが、今、様々な御検討だったり協議をしている中で、私どもが話をしている中でコンテナホテルそのものをについての協議というのは行ってはいないところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

私の知っている限りなんですけれども、2020年には茨城空港近くに小美玉市が防災・家バンクホテルを開設しました。また、岩手県岩手町にはモビリティコート岩手といって、総合運動公園の中に2020年に宿泊施設として開設され、こういったICTを活用して、予約からチェックイン、チェックアウト、決済まで全てスマートフォンで完結できる非接触型宿泊施設として人気が出ているようです。このようなモバイル型の仮設住宅は、災害時は仮設住宅、避難所、休憩施設などに利用ができ、日常と災害時をつなぐフェーズフリーという新たな考え方と持続可能な社会の取組につながってまいります。

このような使い方ができる、こういったモバイル型の仮設住宅も今後、需要があるのではないかと思いますし、必要なのではないかと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 宿泊の観点で申し上げさせていただきますと、観光だけではなく、例えばビジネス需要であったり、もしくは宿泊事業を成立させるためには、ブックするといえますか、要因とするためのアウトドアであったりペットであったり、狙いとか対象というのは一つではないんだと思っております。

ですので、私どもの制度の考え方としては、御質問いただいている移動型仮設住宅、モバイル型の仮設住宅も含めた様々な業態を視野に入れて調査や協議というものは進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。検討をよろしく願いいたします。

それでは、小項目②に移ります。小項目②、笠間市に訪れる方々が希望する宿泊施設での食事や浴室、シャワー施設等、また、どの地域に望むのか等のアンケート調査や聞き取り調査をされたことはありますか。

○議長（大関久義君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 具体的に宿泊施設に絞った調査というものは実施しておりませんが、観光動態調査において、旅行の目的、形態、訪問回数、食事や宿泊施設の満足度などの聞き取り調査といったものは実施をしているところでございます。

令和4年度公表の観光動態調査におきましては、目的については観光が57.5%、形態としては家族が67.5%、訪問回数は4回以上が51.9%、宿泊率は6.2%で、その満足度については68.2%であるといった結果でございました。その他、移動調査など必要に応じた調査を実施しているのが現状でございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 多く訪れてくださっている方もいらっしゃるんだと改めて思いました。本当に訪れる方のニーズに合った取組になれば、さらなる顧客の拡大にもつながると思います。笠間市は芸術の森の公園の中にもスケートボード場ができ、本当に首都圏

をはじめ県外からも多くの方が訪れ、さらに訪れるようになりました。そういった方々の滞在時間を増やすという観点からもまた安心して過ごしていただくという観点からも、ぜひ宿泊施設またモバイル型の仮設住宅が使えたらいいなとまたさらに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。②を終わりにさせていただきまして、③に移らせていただきます。

小項目③は、笠間芸術の森公園の災害時の役割と計画についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 9番田村議員の御質問にお答えいたします。

笠間芸術の森公園の災害時の役割と計画はについてでございますが、災害時の役割としまして、笠間芸術の森公園の持つオープンスペースを生かし、災害直後、駐車場や広場を活用した緊急的な一時集結場所と呼んでございまして、一時的に身体、生命の危険を避けるための避難場所として位置づけされてございます。また、災害時における施設としましては、南臨時駐車場に耐震性貯水槽を設置し、災害緊急時に断水した場合、飲料水を供給可能な機能を備えており、防災機能上の強化が図られているところでございます。

なお、その他の防災機能としましては、公園の一部を防災用ヘリポートとしての活用が可能でございます。また、笠間市地域防災計画におきまして、自衛隊等派遣時の活動拠点と位置づけされております。

以上です。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。笠間芸術の森公園は、茨城県の広域避難地に指定されており、大規模な災害時に県民の生命を守る避難場所、防災拠点としても重要な施設だということが分かりました。

また、笠間市民をはじめ市以外から訪れる公園の利用者などの一時集結場所になっていること、また、市民はこの防災マップなどでも確認できますが、外国人を含む市以外の方にも分かるような、このような設備、案内板などの設置などはされているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 御質問の看板の設置でございますが、外国人という方につきましては、なかなか周知は、そういう看板はございませんが、一般に緊急避難所という看板がギャラリーロードに面した南駐車場の入り口のところに設置してございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 私も気がつきませんでした。

そういうようなところに設置していただいているということですが、もう少し部分的にもそういった提示をされたほうが、いざというときに、災害はいつ来るか分かりませんの

で、そこに避難所があったのに通り過ぎてしまったなどということもあり得ると思いますので、両方、平常時も当然訪れる方が多いと思いますが、そこを通っている、そういった市内外の方々にもしっかりと分かるような、こういった案内をしていただけたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 看板の追加設置とのことでございますが、現在のところは追加設置の予定はございませんが、例えば、イベントの主催時に申込みとかありますので、そういうときに主催者に対してそういう配慮をしていただけるとか、そういったものは可能でございますので、そういった形で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） しっかりとそういう関係者に伝わっていくことが大事ですので、どのような工夫もされてでも、要するに伝わっていくということで努力をしていただけたらと思います。また、平常でも、また災害に遭遇したときでも安心して次の行動を取れるような日頃からの取組もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、小項目④に移らせていただきます。道の駅の災害時の役割はどのようになっているのか、また、具体的にどのように活用ができるのかをお伺ひしたいと思います。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 9番田村議員の御質問にお答えします。

道の駅の災害時の役割、または具体的にどのように活用できるのかとの御質問でございますが、災害時の役割といたしましては道の駅の持つ機能を生かし、災害直後は駐車場や多目的広場を活用した緊急的な一時集結場所として使用するとともに、広域的な被災地の復旧復興の支援拠点として茨城県及び市内関係各課と連携を図りながら、笠間芸術の森公園と同様の緊急物資の集積分配や自衛隊、消防、警察等による救援活動等の拠点となることとなっております。

具体的には、防災トイレ、手押しポンプを有する防災井戸、電力の供給を行う自家発電機等を施設に整備しております。また、駐車場の一部を防災用ヘリポートとして位置づけをしており、防災に関する備品といたしましては、毛布、ポータブル発電機、ブルーシート等を防災倉庫に備蓄しております。

なお、今年3月に市の地域防災計画において緊急避難場所、一時集結場所として位置づけされたところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。

道の駅も、多くの方が訪れていただいております。このフェーズフリーという考え方の観点からはもっとさらにとりいう部分なんですけど、平時は例えば休憩スペースや地域振興のためのサービスの提供などに、こういったモバイル型のコンテナと申しますか、そういった

た仮設住宅などを使っただけ、また、災害時や緊急時には応急施設や医療拠点などに利用できるなど、これは実は、国が平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO<sub>2</sub>独立型施設支援事業などの支援の活用などが可能であればなんですけども、道の駅に関しては活用ができるような方向で進めているようなんですが、そういった考えなどはおありでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 現在、道の駅かさまにおきましては、国土交通省指定の防災道の駅というところの基準をクリアしているところでございます。今後、茨城県が申請するものとなりますが、国土交通省のほうに防災道の駅の申請をして指定をしていただくことによって、今後さらなる交付金として、発電機に合わせた蓄電池とか、あとはヘリポートの舗装とかというところで防災機能を充実させていくことが可能と考えておりますので、今後そのことについては、防災道の駅の指定後に推進していきたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） ありがとうございます。本当に緊急時は一時避難所としても、また医療拠点や仮設宿泊施設などの応急的な避難施設が活用ができると思われまますので、ぜひ推進していただけたらと思います。役に立っていくのではないかなと思われまます。また、防災マップにもまだ新しいので掲載されてはいないと思いますが、今後はぜひ市民の皆様にも理解して利用でき、いざというときに利用できるように周知をしていただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

小項目⑤に移ります。日常と災害時をつなぐ（フェーズフリー）の考えが活かされる持続可能で移動可能なモバイル型仮設住宅の導入促進についてお考えを伺いたいと思います。

笠間市は観光や仕事、スポーツや様々なイベントなどで訪れる方が多く、今後ますますこういった宿泊施設の必要性が高まると思われまます。全国的には企業版ふるさと納税の活用で、企業が自治体にムービングハウスを寄附した事例もあるようです。

笠間市の今後のこういった導入についての考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 9番田村議員の御質問にお答えいたします。

モバイル型仮設住宅が災害救助法に基づく仮設住宅として、ムービングハウスやトレーラーハウスが設置された事例は承知をしております。いずれも高い機動性により、工期の短縮が図られたということでございます。モバイル型仮設住宅を、災害時における仮設住宅としての利用、どのように普及活用できるか、今後検討してまいりたいと考えております。



また、そのような形態の事業者が市内に事業展開された際には、災害時の支援協定締結について働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 田村幸子君。

○9番（田村幸子君） 特に、笠間市におきましては物資の搬入についてもいろいろな企業と連携をしていただいております。本当に備蓄の品物が多くなって消費期限や賞味期限などのものが多く重ならないように、そういった取組、また連携の仕組みをつくってくださっていると思います。こういった宿泊施設についても、きっとホテルであるとか旅館であるとか非常時のときの連携協定というものを結んで、新しい施設については当然そのような連携もつくっていかれると思いますし、また、より多くの方がいざというときに協力していただけるような体制づくりも進めていただいているとは思っています。

また、笠間市が令和2年度に策定いたしました国土強靱化地域計画の中で、基本目標の中にありますが、いかなる大規模自然災害が発生しても市民の命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととありました。本当これからもこういったなるべく持続可能な取組になるように、日常と、またこの災害時が両方なるべく使えるような、そして何とというか、肩を張って災害があったときにはどうしようかと思う、そういうことも大事なんですけども、それではちょっと持続的に疲れてしまう方もいらっしゃるかと思いますので、笠間市はこのよう取組をしているから、何かあったときにまた安心だと言ってもらえるような、今後の取組もぜひに、さらに進めていただけると、またすみません、進めていただければと思っております。願いを込めまして、今回の一般質問を終わりにさせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（大関久義君） 9番田村幸子君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午後零時00分休憩

---

午後1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番安見貴志君の発言を許可いたします。

安見貴志君。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） かさま未来の安見貴志でございます。議長の許可を得ましたので質問を行わせていただきます。質問は一問一答方式により行います。よろしく願いいたします。

用意しました大項目は、二つでございます。一つ目は条例制定後のアフターケアについ

て、二つ目は学校教育にタブレットを導入したことの弊害についてでございます。よろしくお願いたします。

それでは早速、大項目1に入ります。大項目1、条例制定後のアフターケアについて。条例制定は、社会の秩序と公共の利益の保護、特定の問題への対応、法的な基準の確立、そして多様性と自治の尊重に貢献をいたします。したがって、どこの自治体においても必要に応じて様々な条例が制定をされております。条例を整備することにより、行政や住民の取るべき行動が整理、明確化されることは例外なくいいことだと思いますし、市民生活の向上や生活環境の向上のために資するものであれば、条例はむしろ積極的に制定をすべきであります。

しかしながら、よい効果が生まれる面がある一方で、条例の中には、よかれと思ってつくったはいいが、つくっただけでは効果があったかどうかははっきりしないものや、制定ありきで施行を急いだあまり、条文の構成や言い回しを十分に詰め切れなかった中身が不十分と思われる条例が少なくありません。全国的にそのようなものが散見をされております。狙った効果が発揮されたか、発揮されていないかについては、機は逸せずには検証を行い、効果がいま一つであれば速やかに条例を改正すべきですし、反対に目標が十分に達成され役目が終わったと思うものがあれば、それは必要に応じて廃止をする、こういったことも必要になってくるだろうと、そう考えます。

一番よくないのは、何か言われたから、何かあったからと取りあえず急いで条例をつくったというような、いわゆるポーズ感優先でつくられたと、そういった条例をつくったままで放置してしまうことが一番よくないことと考えます。これこれこういうことで、こういうことのために条例をつくるとして制定されたわけですから、つくった側においては、きちんと適切な検証の下に随時見直しをしていかなければなりません。

今回の質問では、ここ数年の間で新たにつくられた条例の中から二つの条例を取り上げてお聞きしてまいります。

小項目1番、「笠間市自転車の安全利用に関する条例」について施行後の検証を行ったかどうかお伺いたします。よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 7番安見議員の御質問にお答えいたします。

笠間市自転車の安全利用に関する条例について施行後の検証を行ったかとの御質問でございますが、この条例は令和元年10月1日に施行し、自転車の安全かつ適正な利用を促進するため、自転車の利用者、保護者、事業者、自転車販売業者などに責務を課したもので、自転車利用者が加害者となる事故に鑑み、被害者の救済の観点から自転車損害賠償責任保険等への加入を義務づけたところでございます。

施行後の検証につきましては、令和2年2月に市内小中義務教育学校の保護者を対象に本条例の認知度、自転車保険の加入状況などについてアンケート調査を実施し、条例認知

度については約半数という結果でございました。また、本条例を本年3月に改正したことに伴いまして、市内自転車販売店への聞き取り調査を実施したところ、販売店においては、保険情報の提供を通し、販売時の加入を推奨するなど、自転車販売事業者の責務に関し適切に対応されていることを確認しております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今の御答弁をお聞きしますと、検証を行ったかどうかという問いに対して、令和2年2月に学校を通して、制度であるとか加入者保護者とかそういったところに加入状況を聞いたというような内容と、あとは自転車の販売店に保険の加入の状況を聞いたというようなところで、いわゆる行政側として検証を行ったかどうかという部分には触れられていないと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） こちらの条例の効果に対する検証というものも内部ではしておりまして、議長、こちら2番の答えと重なってしまうんですが、そちら答弁してもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 効果はあったかということじゃなくて、今は検証を行ったかという問題だけだと思うので、そこまでにしておいてください。

○総務部長（後藤弘樹君） 分かりました。大変失礼いたしました。

検証につきましては、検証をしているというふうに判断をしております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 何か正式な機関をつくって検証されたのではないけれども、少なくとも学校を通して数値を得るというようなことは行ったと、それをイコール検証と同等と考えていると、そういう回答かと思えます。それがいいかどうかはまた別ですけども、取りあえずつくった後何もされてないということではないということだけ理解しました。

では、小項目2番に入ります。先ほど御答弁したがっていた、効果の部分に入ります。条例制定の効果はあったかということでお伺いしますが、ここで議長にお願いがございます。全員協議会で提示されました資料を答弁者に向かって掲げることについての許可を願いたいのですが。

○議長（大関久義君） はい、大丈夫です。

○7番（安見貴志君） こちら平成31年、令和元年じゃなくて、平成31年1月21日の全員協議会の資料でございます。笠間市自転車の安全利用に関する条例の制定についてということで、この中の1ページ目に条例の概要がありまして、そこで狙っている効果が書かれている部分がございます。そこには、自転車に関する交通事故の未然防止、二つ目が自転車の秩序ある利用、三つ目が自転車を安全で安心して利用できる環境づくりと効果が三つうたわれております。

この三つの効果が条例制定によってあったかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 条例制定の効果があつたかとの御質問でございますが、効果につきましては、まず、自転車の安全利用ということでは、市内における自転車に関係した事故の発生件数でお答えをさせていただきますと、令和元年には22件、令和4年度には15件、死亡事故件数につきましては、令和元年、令和2年は各1件、令和3年及び令和4については発生をしてございません。交通ボランティア団体と連携した交通安全教室や交通安全運動などの効果もありまして、自転車の安全利用に関する意識の向上などについて一定の効果があつたというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうしますと、効果があつたかどうかをお諮りになった機会は、どの段階になりますか。先ほどですと、検証する機会は何か会を設けてやったふうではないというふうに理解しましたので、そうしますと効果があつたかどうかを誰がどのタイミングで諮られるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） その効果を諮るための会議でありますとかそういった形ではなくて、こちらは担当課内で今のような数字など把握をいたしまして、条例の効果ということで検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） なるほど、そうしますと、関係する部課のほう、担当課のほうで客観的に数値を読み解いて、条例制定前と後で一定の効果が得られていると、そういうふうに判断をなさっていると、そういう御答弁ですね、分かりました。

そうしますと、効果はおっしゃるとおり、全くなかったというわけではなくて、少なからず交通事故の件数が減っているとか、そういったところからもあつたというふうに見ることもできるわけでございます。

それを踏まえまして、小項目の3番ですけれども、先ほど冒頭の答弁でも触れておられましたが、要は自転車利用する人が事故を起こしたことによって経済的な損害を負わないために、自転車保険の加入の部分について多分おっしゃられていたかと思えます。

そういう意味で、小項目の3番、一番の目的であつた自転車保険加入率は向上したかどうか、これをお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 一番の目的であつた自転車保険加入率は向上したかとの御質問でございますが、自転車利用者の保険加入率は、調査対象が全世帯に及ぶことや、自動車保険や火災保険の損害保険の中で特約で入れるもの、クレジットカードに付帯している

個人賠償責任保険に対応しているもの、また、自転車安全整備士が点検確認をした自転車のみに入れるTSマーク保険などもあり、調査範囲が広く複雑で、加入率の把握が難しい状況にあります。そうした中で、市内自転車販売店においては高齢者の方の保険加入や販売時に自転車保険を販売店が負担をしている例などもございまして、条例制定前と比べ交通安全意識の向上や保険加入の義務化の浸透により、保険加入の向上につながっていると認識しているところでございます。

また、保険加入の一部とはなりますが、茨城県の保険等加入状況調査によりますと、笠間市の自転車通学者の保険加入につきましては、笠間市の小中義務教育学校は通学自転車を点検時に保険加入しておりまして100%となっており、また市内の高校におきましては、令和元年度が40.4%、令和2年が74.3%、令和3年が81.2%、令和4年が91.2%となっており、加入率は年々増加している結果となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） なるほど、今おっしゃられたそのパーセンテージが、加入率の部分だということでお答えなされました。

その一方で、全世帯に調査をすることは困難であるということで、最終的には正確な数値を行政としてつかむのは難しいんだろと思いますが、今後その効果はあったというところを踏まえて、自転車の安全利用に関する条例があるということで、さらなる自転車保険加入率のところを目指していくのか、また違うところで足りていないところをこの条例を基としてやっていくのか、その辺の見解があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） さらなる保険の加入につなげるために、市内公共施設や警察署及び交番などへのPR、またホームページやチラシなどでも広く広報いたしまして、広報活動をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 条例が生きている以上、その条例を放っておくことはできませんので、条例に基づいて行政としてはやるべきところをきちんとやっていただきたい、そう思うわけでございます。

実質的な一番の目的の部分の自転車保険の加入については、最近はいろいろな自転車の問題が取り挙げられまして、よく都会で起きている自転車と歩行者の交通事故など取り上げられて、問題視されております。訴訟社会になりつつある部分もありまして、例えば、小さなお子さんがお年寄りに軽くぶつけて年寄りが転んでしまった場合に多額の賠償請求をされたというような事例も近隣市町村で発生しております。そういったときに、やはり市民が経済的な損失を負わないようにするために、そういったところをきちんと広報宣伝していただいて、徹底していただきたいなと思います。

笠間市は、この条例をほかに先駆けて一番早くやられたというところで話題にはなりま

したので、ぜひ先駆者としてアフターケアの部分をきちんとやっていただければと思います。小項目3番を終わります。

小項目の4番、今度は違う条例でございます。「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」について施行後の検証を行ったかどうかお伺いをいたします。よろしくお願ひします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例につきまして検証を行ったかについてでございますが、令和4年7月1日の条例施行に伴いまして様々な取組を行ってまいりました。広報紙や加入促進のチラシによる市民への周知、区長への説明会の開催や住民関連事業者などにも働きかけを行い、関係団体と一体となった加入促進への取組を行ってまいりました。

また、新規転入者への加入促進のための窓口担当職員の研修も行い、さらには行政区の課題解決のための行政区の在り方検討委員会を開催したところであります。検証といたしましては、加入率につきまして毎年度把握をしております、さらに、全区長への現況調査のアンケートなどにより、行政区の実態把握を行ったところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 加入率の向上があったというような内容が今述べられましたけれども、これは具体的に数値としては持つておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 加入率でございます。昨年6月1日が69.72%でございます。本年度が68.11%と1.61%の減となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） なるほど、加入を促進しているんだけど、実態としては数値としては下がっているということでございますね。

先ほどの答弁の中で、行政区の在り方検討委員会をやられたという御答弁がございました。この検討会で検討されて出てきた意見や結果などについては、公開はされているのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 内容につきましては、各区長様方にまずお知らせをしたものと7月号の広報紙でお知らせをする予定となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうすると、各区長、当時の区長方には検討した内容はいつているけれども、一般市民の方には今後、公開なりされて知ることができると、そういうことでよろしいかなと思いますが、そうしますと、この在り方検討委員会委員の中で各行政区の区長などからはどういった意見等が出たか、ざっくりで結構ですので、もし上げられる

ものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 様々な意見を頂戴している中で、大きなものといたしましては、アパートなど未加入者へ加入の促進の考え方や高齢単身世帯の参加が難しい世帯の取扱いでありますとか、個別の案件になりますと、ごみ集積所、防犯灯、募金の在り方、あとは消防団や地区集会所の集金の方法、また、高額な入会金などという意見についての御意見などを頂戴しております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） その意見、いろいろ継続をして考えていかなきゃならないことも当然上がったかと思えます。

そうしますと、行政区の在り方検討委員会というものは、今まで開いたものだけで終わりではなく、今後も必要なときに開催をして、その都度いろいろな問題点の洗い出し、それから対策などについての説明周知などもされていくということによろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 昨年行いました行政区在り方検討委員会につきましては、一旦、昨年度で終了とさせていただきまして、そこで上がりました課題につきましては、また検討をしまして、必要があればそういった検討会などは開きたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。条例が生きている以上、そこで掲げられている目的であったりを達成するためには、その都度随時いろいろなことを検証してやっていかなければならないんだと思えます。そうすると、この在り方検討委員会的なものは今後も必要になるんだろうと思えますので、一旦締めて、内容を深く検討するために中断をされているということでしょうから、また早々に再開していただいて、要は目指すところの加入率のアップのためにやっていただきたいなと思えます。

この在り方検討委員会とは別に、令和4年度、各行政区の区長に多分アンケートを取られているんだと思えますが、そのアンケートについてはどのぐらいの回答率があったかどうかというのは分かりますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 99.03%の回答率となっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 99.03%というと、未提出、未回答だったという方は本当に1桁になるかと思えます。そうすると、かなりの方が回答されたということで、多分興味が一番あったところなんだろうと思えます。

そういった中で、この条例に関しての肯定的な意見もあったでしょうし、そうでなくて

逆の立場での、何と言うんでしょう、厳しい意見なんかもあったと思うんですが、そういったものについてはきちんと整理をされて、対策はされているんでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） アンケート調査に関しましては、数字が上がってきたものについて、その中身につきまして検証を行っております。その中身が出てきている数値の分析をしまして、どのような形につなげていくかということで現在行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） アンケートを集約した結果については、例えば議会のほうにはこういったのがありました、こういった意見がこのぐらいありましたというようなものは今後提示されたりする予定はございますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まだ、こちらについての詳細の検討が終わっておりませんので、詳細をしましたら、議会のほうにも御報告させていただきたいと思っております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。その分はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

小項目4番はこれで終わります、小項目の5ですが、条例制定の効果があつたかをぜひお伺ひしたいと思います、また議長にお願ひがございませう。「広報かさま」を掲げる許可をいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい、許可します。

○7番（安見貴志君） 条例制定の効果ということで、「広報かさま」令和4年6月号でございませう。

この中で、この条例の効果として挙げられているものが三つございませう。効果の一つ目が、地域の皆さんで行政区の役割を見直す機会が創出されませう。二つ目が、市民行政区、事業者、市が一体となることで行政区が活性化に向けた相乗効果が得られませう。三つ目が、事業者と住宅関連事業者の役割を位置づけることで、連携して加入促進につながりませうと、効果が三つうたわれてございませうが、この三つの効果が生まれたかどうか、あつたかどうかをお伺ひいたしませう。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 三つの効果があつたかとの御質問でございませう。

まず、1番目の役割を見直す機会が創出されませうというところではございませうが、区長または区長を介しての役員などに対しましては、説明会の内容やアンケート調査結果を通じまして他の行政区の実情や行っている内容などを広報することによりまして、自分の行政区を見直す機会というふうになり、行政区運営の意識が高まったのではないかとというふうには判断をさせていただいてございませう。



また、市民、行政区、事業者、市が一体となることで、行政区の活性化に向けた相乗効果が得られますというものに対しましては、こちらにつきましては、ポスター、チラシ、広報紙、ホームページ、SNSなどにより周知啓発をいたしましたが、こちらについては引き続き行う必要があるというふうに考えております。

また、事業者と住宅関連事業者の役割を位置づけることの連携をした加入促進につながりますという部分につきましては、市内の住宅関連事業者には説明会を開催し、条例では、住宅関連事業者の役割を説明した上で御協力をいただいております。また、市内で宅地造成、販売する場合にも、販売が始まる前に宅地関連事業者に協力をいただいております。入居者に対する加入促進、区長との連携に御協力をいただいたところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 一定の効果はあったという御答弁だったかと思いますが、効果の三つ目で挙げました加入促進につながるという部分、やっぱり一番のポイントはここだと思うんですが、先ほどまでの御答弁の中で、数値的な加入率の部分が1ポイント、1%ちょっと下がっているという部分がございます。加入促進が図れたのかどうかというところが、数字だけ見ますと問題になってくるわけがございます。結局、条例をつくって、広報、周知したんだけど、結果として数字上は加入率が下がってしまうということは、条例が機能していないか、そもそも何か条例の構造的な欠陥を抱えているかということになるかと思いますが、小項目の6に移ります。

私この条例については反対の立場で当時ありまして、討論もいたしました。問題点を明確にしたつもりでございます。小項目の6がそのとおりですが、「行政区」と「自治会」を混同している条例、この条例の現状を改める考えはないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 「行政区」と「自治会」を混同している条例の現状を改める考えはないかとの御質問でございますが、改めまして行政区とは市から情報や住民の要望の伝達を行い、円滑な行政事務を推進するために地域と市をつなぐ中間組織でありまして、自治会は合併前からの地縁に基づき自主的に組織された、行政区とは異なる地域コミュニティであるというふうに考えております。

また、行政区のごみ集積所や防犯灯、また自治会になりますが、自治会と、また自治会や行政区とまた別になりますが、消防団の後援会や神社などの課題を解決していく中で、行政区と自治会を明確に分けて考えることが円滑な運営につながる場合もございまして、実際に別の組織として運営しているところもございます。

自治会と行政区、この二つは本来別々の機能を持つものではございますが、実際には同一の組織として運営しているところが多数でありますところから、行政区への加入を促進する条例として制定をしたところでございます。そのような考えから、誰もが共に支え安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的してございまして、

地域社会を持続するために行政区の加入及び参加を促進していくものでございますので、条例の改正については現在考えてございません。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今ほどの答弁の中で、やはり行政区というものと、あと昔からの地縁その他で構成された自治組織というところの使い分けをされておりました。

念のためお伺いいたしますけれども、行政側のほうでは、行政区といわゆる自治会は別物であるという認識はありますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 考え方としては、別の組織であるというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね、そういった考えはあるんだと思います。というのは、令和4年第3回の定例会、西山議員の一般質問でしたが、その答弁におきまして、後藤部長が行政区としての部分と自治会としての部分ということを確認に答弁をされておりますので、そういう前提があるんだろうと思っています。その上で、それらを同一として扱っている部分も見受けられるということをおっしゃっていました。

ということは、その誤解を解くといいますか、きちんとしていかないと、この条例が本当の意味で機能しないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 行政区と自治会の考え方は先ほどのとおりでございますが、行政区と自治会の在り方については様々な形、様々な地域で様々な関係性がありまして、そこを一つの表し方で表現することは非常に難しいかなというふうに考えております。

地域内の中心的な担い手として開かれた組織としての行政区が、様々な理由で自治会に参加できない方や参加をお断りされているような例もございますので、そういったものを一緒に地域コミュニティを維持していただくという考え方で、行政区への加入条例というふうな形でさせていただいているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そもそもが、組み立てがやっぱり違うなと改めて感じるんですけども、行政区は笠間市内のところの区域を、この区域はこういう大字なり、こういった何丁目の範囲ですよ、区長がこの方ですよという、それが各地区に散らばっているわけでございます。ですから、その質問、要望事項は全て区長を通してと、要望なり、あとは広報周知の流れをある程度決めるものでありまして、一方で自治会というのは、その地域に昔からある様々な行事であったりとか決め事だったりとか、そういったところをスムーズに運営していくための組織ですので、当然別物なんです。そこをこの条例上、やはり明確に言葉として説明をし切れていなくて、行政区というものでそこに加入してくれと言っ

ちやいますと、やっぱりちょっと違うなというふうに感じざるを得ないんです。

実際にそういった説明を行いますと、やっぱり同一の認識をされている方と、いやいや別物と認識をされている方がいらっしゃると思いますので、この部分は早急に手当てをしていかなければいけないと思うんですが、この条例ですけれども、昨年7月の施行でしたので、この6月で1年が経過をいたします。狙った効果が発揮できていない、まさにパーセントとしても下がってしまいましたけれども、狙った効果が発揮できていない、あとは理解が十分に進んでいないとそういう認識がもし行政側にあるとすれば、速やかにそれを手当てしていかなければならない、そう考えるんですが、先ほど答弁では見直す考え当分ないとおっしゃいましたが、あくまでも当分の間は全く見直さないということなんでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 先ほどのような行政区と自治会の違いでありますとか、その説明内容につきましても、各地域、行政区によって違ってまいります。そういったところの各個別の区の実情に応じた相談などに個別に乗りまして、課題の解決につなげていければというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 条例が施行されて、1年ですね、年度は当然、令和4年から令和5年度に替わりましたので、各行政区でも区長の交代とか各役員の交代がありました。そうすると、加入する、しないとかという問題も、またこのタイミングでその地区の住人の方からいろいろ上がってくるわけなんですけれども、このままでいって運用とかの中で、説明とかで何とかするという話かと思うんですけれども、ずっと条例がこのままでいってこのままになってしまいますと、後でそれを直すというときに、いやもうここまで来てしまったのでとそういうことにもなりかねないので、施行してまで1年であれば、言い足りないところ、条例として書き足りていないところがあれば、直すならこのタイミングだと思うんです。ですから行政区、いわゆる区割としての行政区と組織としての任意加入である自治会というものが別であると考えがあれば、それは明確に表していかなきゃいけないと思うんです。

そういったことを全体のところで、アフターケアと私言っていますけれども、条例つくって、その後いろいろなところの足りない点を埋めていくということで考えるのであれば、やっていかなきゃいけないと思うんですが、そういったことを検討していくような考えなどはございますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） ただいま御意見いただいた部分も含めまして、条例の運用上問題が出るとか、そごが出てきているようなところが明らかになってきた場合には、条例改正についても検討はしなければならないというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 行政区の在り方検討委員会の中で得た内容であるとか、あとは後ほど示されるとおっしゃられました各区長のアンケートの結果が、そういったものを踏まえて、再度これは早急に条例の見直しが必要であれば、また私のほうではその都度訴えをさせていきたいなと思います。

この条例が、住民の理解が進んで、行政区内で組織される自治会への加入と参加が進んでいきまして、いわゆる加入率というものが上がって、住民の皆さんが隣近所その地域で仲よくやっっていけることを願うわけですけれども、そういったことが住民の理解が進んで幸せな生活を送れることを願いまして、私のほうは大項目1の質問は終わりに。

○議長（大関久義君） 山口市長。

○市長（山口伸樹君） 私のほうからちょっと補足をさせていただきたいと思います。

議員言われるように、行政区と自治会は全く別なものであります。我々としては、行政区の在り方をしっかり住民の方に理解していただいて加入率を増やしていくというのは、今取り組んでいるところであります。

ただ、我々行政はそういう判断をしておりますが、長年の慣行で、行政区と自治会が一緒になってしまっているところがあるというのが現実です。これを各地域に行って説明をして、こっちは自治会はこうですよ、自治会の役割はこうですよ、行政区の役割はこうですよと、我々が交付金でお願いしている行政区はこういう役割ですよということを今、私も含めて、いろいろな地域に出たときは話をしています。

ただ、なかなかそれで理解はされません。最低でも、まず会計は別にしてくれと、行政から出している交付金のお金の部分の会計と地域で集めているいろいろな独自の募金を集めているものは全く別にしてくれ、そういうことでのスタートの区分け、それすら一緒になっているところがほとんどであります。この条例をつくる時私申し上げましたが、やっぱり1年や2年でこのシステムが変わるのは多分あり得ません、何年もかけて本来の形の自治会と行政区を分けていく必要があるのじゃないかと。場所によっては、先ほど部長からもありましたように、既に独自に行政区と独自のお金を集めて集会所を運営しているとか、神社の祭り事だとかそういうのは自治会を二つつくって運営している行政区もあると、私は理想はそこだと思っておりますが、そこに持っていくのには時間がかかるということは、現実に進めていて感じております。

将来的にやっぱり人口が減少していたり、独り暮らしが増えていたり、空き家が増えていたり、そういう中での行政区の加入率というのは全国的に落ちていきますので、条例をつくって、安見議員の仕事の性格上、数字的なものを求めることなんでしょうけれども、意識の問題を、この条例によって意識づけをさせるということも、私は条例の一つの目的だと思っております。

今後も住民にそのところをよく話をしながら、区長の協力を得ながら、向上率のアップ含めてしっかりした行政運営をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 私が数字にこだわっているか、こだわっていないかはまた話が違うと思いますが、行政区の区割りと自治会が別という明確な意識があるというのは、再確認できました。長い時間かけて、住民の方に説明して理解を進めていかなきゃならないという話もごもつともだと思います。

そうするとその基になっているのは、行政加入推進条例でございます。そこに書いてあるものが一番根っこになるので、書いてあるところの条例が行政区と自治会というものを明確に違うんですよと表していなければ、何も後から説明しても、いやいやそう読めないと言われてしまいますので、その部分を直したらいいんじゃないですかと私は言っているんです。自治会の役員と言いますが、行政が役員やっていますので、まさにその部分については先頭に立って、地元の自治会、行政区内では説明をしているつもりでございます。そうすると、元のところにそうは書いていない、ですから私反対討論するときにも、タイトルが少し違えば全然意味合い違うんじゃないですかというふうに言いました。行政区内で組織される自治会への加入促進条例、こういうふうにすれば理解が進むんじゃないかと、そういう意味合いで言いましたけれども、そういったところを早々に直していかないんですかというのが今回の質問で言わせていただいていますので、少しでもそうだと思うところは感じていただけるならば、今後、長い間この条例に基づいて行政区内に運営していくわけですので、手当てするなら早いほうがいいかと思います。

そういったことも含めて、条例をつくってアフターケアについてちゃんとしていきませんかという今回の投げかけでございますので、しっかりと対応していただければと思います。随時状況を見まして、改善された部分、そうでない点があれば、また質問等をして、考え等は聞いていきたいと思います。これで、大項目1を終わります。

大項目の2に入ります。学校教育にタブレットを導入したことの弊害についてということですが、学校での授業を受けるに当たりまして、児童生徒一人一人にタブレット端末が貸与されることになって、既に数年が経過をいたしました。笠間市内においては、まず平成29年度にみなみ学園義務教育学校において先行して導入がなされ、その後、その効果を検証の上で順次、市内の学校に展開をしていくはずでありましたが、コロナ禍になってしまったことで非対面の授業の必要性が叫ばれまして、国が導入を急いで、一気に全国の学校でタブレット端末の導入を行われたと、そういう流れであることは、皆さん御承知のとおりかと思います。

結果、今では小学校から高校、大学と、教育の現場ではタブレット端末は欠かせない、そういった存在になりました。タブレットが導入されまして、授業のスタイルであるとか、児童生徒の学びの方法などが大きくさま変わりをいたしました。その様子については、皆さん御承知のとおりであります。新しい手法や機器が導入されますと、当然に新たな学習

効果は生まれてまいります、成果があった部分については、皆さんよかったねとそう評価を多く出しますが、マイナスの面については、ついそれを直視しない、あるいは気がつかないふりをしがちであります。今回はマイナスの効果、ネガティブな部分ですけれども、言い換えればタブレット導入の弊害の部分について行政の見解を伺いたいと思います。

小項目の1、まずは、タブレット導入による弊害の認識はありますか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 7番安見議員の御質問にお答えをいたします。

タブレット端末導入による弊害の認識があるかというような御質問でございますが、主に家庭での利用において認識をしております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 家庭での利用でのネガティブなど言いますか、被害の部分がありますと、そういう回答かと思えます。弊害というと、言葉的にあまりいいあれじゃないですけれども、要はタブレット使うようになって、何か悪くなったところがあるかという、家庭での使い方の問題、まず学習面に与える影響だと思えますが、自主学習の時間を削って、タブレット端末を動画視聴とかそういったものに使ってしまったとか、あとはもう一つは、学習面というよりは身体、体に与える影響としまして、特に視力の問題が出てきているかと思えます。

その辺について、身体面、視力の低下とかそういったものについては、御認識はございますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 視力の低下についての御質問だと思いますが、本市では、タブレット端末を令和3年5月に導入をいたしました。この導入前の令和3年4月に行われた視力検査と、1年後の令和4年4月に行われた視力検査の結果、これを比較しますと、全児童のうち、視力1.0以上の割合は令和3年が61%、令和4年が65%となっておりますので、本市においては視力の低下は見られなかったところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 意外な感じがしますが、そういったところが数値として悪い方向になっていなければ、何かしら工夫をされているか、そういったことなんだろうと思えます。では、小項目の1を終わります。

家庭でのマイナスの影響があるという部分、先ほど述べられましたが、それと視力のほうも懸念としては依然残るわけでございますが、弊害について、これまでどのような対処を行ってきたか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） どのような対処を行ってきたかというようなことでございますが、一つ目として、インターネットアクセス制限と使用制限をしております。フィルタリングソフトにより、タブレット端末からアクセスできるインターネットサイトを制限してございます。また、初期アプリ以外の使用も制限をしております。

二つ目として、情報モラル教育でございます。市内全校で、情報モラル教育を実施しております。これにより、誤った情報を見分ける力や個人情報保護の意識を高め、タブレットの適切な利用に役立てております。

三つ目は、学校や家庭での使用についてのガイドラインでございます。児童生徒向けに1人1台端末使用のルール笠間市版や保護者向けの保護者用運用マニュアルなど、ガイドラインを配付してございます。これにより、使用法に関する注意事項を周知し、意識を高めるようにしてございます。

四つ目は、家庭におけるルールづくりの推進でございます。タブレット端末や情報通信機器の安全な利用促進するため、家庭におけるルールづくりを行っております。毎年、学年に応じた各家庭のルールを話し合うよう協力をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） いろいろな意識啓発の部分でやってこられて、現在の結果があるというふうなことになるかと思いますが、このタブレットの使い方であるとか、家庭での使い方とかガイドライン、そういったところについて、例えば国などから、各自治体においてこうなさいというような通達というか、目安的なものは下りてきたりしているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 国からの通達についてでございますが、令和3年3月に文部科学省から、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等についてという通知が来てございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） その中で、先ほど部長が述べられたようなこともうたわれていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） その中には、学校設置者、学校、保護者等との間で確認、共有しておくことが望ましい主なポイントが示されてございます。タブレット端末を扱う際のルールや共通理解を図ることが望ましい事項、例えば、利用時間であったり、ネットワーク利用の制約などが具体的に示されており、笠間市教育委員会作成の1人1台端末のル

ールとか、あるいは保護者用運用マニュアルに反映をさせているところでございます。  
以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 分かりました。小項目2は終わります。

タブレット端末が導入によりまして、当然よかった部分、それと今述べてきたようにマイナスの影響が出る部分というのはございます。当然、いいところだけはどんどん伸ばしていかなければならない。よくよくそれを、タブレット端末を使用することによって発生してしまうようなネガティブ部分、弊害と言ってしまうておりますけれども、そういった部分は、今後ともそれを極力少なくしていかなければならないと思います。

家庭での使い方というところは、幾ら学校でこうしなさい、ああしなさいと言っても、やはり家庭の中で甘くされてしまうと多分全く効果がなくなってしまうということでありますので、子ども、児童生徒に言うよりは、保護者なりにきちんと意識を植え付ける機会をつくっていかなくちゃいけないんだと、そう思いますけれども、小項目の3、弊害を減らしていくために今後どのようにしていくのか、何かプラン等がありましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 弊害を減らすための今後の対応についてでございますが、やはり議員おっしゃるように、学校の指導のみならず保護者の協力により効果が、保護者が協力することによって効果が上がるものというふうに考えてございます。学校では、情報モラル教育を継続して実施するほか、学校内での指導によりタブレット端末の適切な使用方法について注意喚起を行ってまいります。

また、家庭での使い方につきましては、各学校での指導のほか、家庭におけるルールづくりを徹底するため、笠間市PTA連絡協議会などを通じて保護者への働きかけを行い、意識改革を図ってまいります。

なお、改善が見られない児童生徒に対しましては、一時的に学校からの持ち出しを禁止するなどの措置を、今後も実施してまいりたいというふうに考えてございます。また、このほか各学校のICT担当教諭が集まり、タブレット端末の使用制限や運用面の課題を検討し、その改善策を各学校に展開してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 結局タブレットが全員に行き渡って、それまでスマホとか持たなかった子どもたちは、こんなすばらしい文明の機器があるんだと感じて、のめり込んでしまったりするわけですがけれども、ある程度制限かかっているから、100%自由には使えないとなると、今度は親にほかの子が持っているからスマホを買ってくれとなりますので、スマホを買ってくれとなると、そこには制限がかかっていなかったりします。結局はタブ



レット端末が導入されたことによってそこに触れて、触れたことがきっかけでちょっと道を若干踏み外して違うところに行ってしまうというところがありますので、やはり全ては使う人の意思と周りの環境ということに尽きるんですけども、それを全部行政で何とかしろといっても直るものじゃないのは分かります。けれども、意識づけなり啓発は続けていかないと、何も言われなからとなって野放しになりますと、やっぱり学習面に多大なる影響が出てまいりますし、使い方が悪ければ当然目が悪くなることも増えてまいります。そういったことをちょっとでも減らしていくために、努力のほうは継続をしていただければと思います。私のほうも保護者等から何とかしてくれというような要望があった場合には、それは行政の仕事ではなくて家庭なんですよということを第一に訴えていきたいと思います。

いずれにしても、未来を担う児童生徒たちへのマイナスの影響がなくなっていくために、あらゆる努力をしてまいりたいと思いますし、努力等については行政のほうもしっかりとお願いをしたいと思います。そのためのお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 7番安見貴志君の一般質問を終わります。

ここで2時まで休憩いたします。

午後1時50分休憩

---

午後2時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番、政研会の鈴木宏治です。通告に従い一問一答方式で質問します。

大項目1、GIGAスクール端末の導入成果と現状の課題についてお聞きしたいと思います。

GIGAスクールが笠間市で本稼働して3年目に入ったわけですがけれども、GIGAスクール構想というものはどういったものかということの認識について、笠間市教育委員会としてどのように考えているか、理解とその考え方についてお聞きしたいと思います。

小項目1の取組と理解と考え方について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

GIGAスクール構想の内容と本市の捉え方についてでございますけれども、まず、GIGAスクール構想とは、学校教育のデジタル化に向けてICT教育環境の整備と活用を

図るために、1人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたち一人一人を誰一人取り残されることなく公正に個別に対応した教育を行うという構想でございます。

次に、この構想についての本市の捉え方でございますが、本市におきましては、郷土教育の推進、英語教育の推進、そしてICT教育の推進と、三つの教育を重点的に推進しております。特にICT教育の推進につきましては、平成29年度よりみなみ学園義務教育学校において先行的に取り組んできており、国のこの構想の導入により、他市町村よりもさらに先行的に推進することができたものと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 説明を受けまして、笠間市として、特にICTの推進という形で進んできているということはよく分かりました。その中で、郷土その他という形も出しましたが、英語とか郷土、そういった取組をやってきて、今までGIGAスクールの取り組みの成果とかについてお聞きしたいと思います。

2、GIGAスクール、小項目2で、GIGAスクールの取り組みの成果・課題・問題点について聞きたいと思います。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席で。

○教育長（小沼公道君） 自席で答弁いたします。

成果と課題についてお答えをしたいと思います。

まず、成果としましては、ICTの利点を生かした遠隔による授業として、オンラインによる集会をはじめ、ゲストティーチャーによる講演会の配信、それから市内の児童生徒との交流はもちろんのこと、台湾の小中学校や大学との交流を進めることができいております。また、学校に登校できない児童生徒への授業のオンライン配信を毎日行うなど、新しい学習の形を提供することもできるようになっております。さらには、AIドリルの活用やいばらきオンラインスタディなどのデジタル教材を積極的に活用することで、児童生徒の一人一人の能力に応じた個別最適な学びを実施しておるところでございます。

一方、課題や問題点についてでございますが、児童生徒が使用する端末の修繕に伴う財政負担の増加や、システムを円滑に行うための人的な負担があります。また、教員一人一人のICT活用能力には個人差があることや、デジタル教材を作成するための業務の負担増が課題となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 教育長の答弁ありがとうございます。

成果については、病欠だったり、もしくは学校に行けないような子どもたちが、全ての授業に関してオンラインでできるということに関して、すごくやっぱりこの環境というも

のをうまく利用されているとありますが、一方、やっぱり課題や問題点というものが見えてきているんだなということがありますが、大項目2、3、4のほうについて、そちらのほうについても深く聞いていきたいと思えます。御答弁ありがとうございます。

それでは、大項目2、GIGAスクール端末の活用の有効性についてお聞きしたいと思います。

小項目1ですけれども、GIGAスクール始まってもう2年以上経過したわけですけれども、アメリカではもうちょっと早くから動いていましたし、先行事例としてはもっと早く動いたところがあるわけですけれども、アメリカの公益研究グループの教育基金というところがありまして、PIRGという団体なんですけれども、ここはアメリカ全土のコンピューター、特に教育系に関してどのような形で運用されているかということ結構、追跡調査などをしながらホームページに掲載しているところなんですけれども、この行った調査では、2020年、たった2年前に導入されたクロームブックが3年でどんどん壊れてきていると。修理費用が、実はクロームブックがほかのものに比べて高くなってしまっているという統計データが出てきていました。

そんな中で、我が笠間市では、小学校1年生から5年生まではアップル社のiPad、そして小学校6年生から中学校3年生まではクロームブックを採用されたという経過があるわけですけれども、現在までの端末の種類別の故障状況とか修理状況について聞いてみたいと思っています。

大項目2の1ですが、導入から現在までのタブレット端末の種類別の故障状況や修理状況について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

端末の種類別の故障状況や修理状況についてでございますが、iPadの主な故障原因は、落下による本体の損傷、挟み込みによる画面の破損、水漏れ等であり、令和5年5月末で総数3,240台に対し、修理件数は72件で全体の約2.2%でございます。

一方、クロームブックの主な故障原因は、画面破損、ヒンジ、いわゆる液晶部分とキーボードをつなぐ部分の破損、キーボード不良等があり、令和5年5月末で総数2,638台に対し、修理件数は1,008件で全体の約38.2%でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。そうしますと、やはりアメリカのPIRGの調査どおりの結果が出てきてしまっているのかなというふうに思うわけですけれども、とてもやっぱり残念なのですが、クロームブック、費用も安く、導入の際にもすごく安く早くていいという形で私も個人的にも買いましたが、私も壊れましてちょっとびっくりしたということあるんですけれども、こうなってくると、買った人たちが修理を当然しな

いと使えないわけですよ。

そうなる中で、②の小項目2の質問にいきます。G I G Aスクール端末の保証契約状況というのはどのようになっているかというのを、通常だとメーカー保証1年だと思うのですが、G I G Aスクールの標準仕様では延長補償を入れるということも出てくると思うのですが、今、笠間市のほうではどのような補償状況、契約になっているのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 端末の保証契約についてでございますが、i P a dの購入時には、令和3年度から令和5年度までの3年間を対象期間とする延長保証に加入をしております。また、クロームブックの購入時には、令和3年に1年間のメーカー保証がありました。使用に伴う故障率が高いことから、令和5年度から令和7年度までの3年間において延長保証サービスに加入をしている状況でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。となると、i P a dのほうは、令和5年度までという形になって、故障率のほう低いので大丈夫なのかなと思うんですけども、クロームブックのほうは急遽、じゃあ別の延長保証を入れたという形ですね。分かりました。

3にいきたいと思います。情報端末の法定耐用年数5年という形なので、最初から5年分契約してる地方公共団体なんかもあるわけですが、笠間市の場合にはそういう形になっていたという中で、今年度以降i P a d、クロームブックが延長保証契約になったので、そんなに大きな金額にはならないで済むのかなと逆に思うんですけども、でも毎年毎年故障率は上がってきますので、MTB、平均故障時間を見れば、当然3年目、4年目、5年目になると修理費用というのかなり金額を見込まなければいけないと思うんですけども、その辺はどのぐらいのことを見込んでいますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 端末の故障率や修理メンテナンス費用の見込みについてでございますが、i P a dは、令和7年度末の推計では修理台数が総数で168台、故障率は5.2%を見込んでおります。修理、メンテナンス費用については、令和6年度からの2年間で約280万円の修繕費を見込んでございます。

次に、クロームブックについてでございますが、令和7年度末の推計では、修理台数が総数で2,765台、故障率は104.8%を見込んでございます。修理メンテナンス費用につきましては、令和5年度から令和7年度までの修理回数が無制限の保障サービスに加入しており、この保障サービスを含む、修繕費約3,390万円を見込んでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。やはりクロームブックが、PIRGが行った結果どおりの高くなっているのかなというふうに思います。

小項目4にいけます。端末にこれだけのランニングコストの開きがあるということになっていくと、今後の端末の法定耐用年数である5年間のトータルコストを参考にして、これから機種変更、その他というのを導入考えていかなきゃいけないと思うんです。正直私も専門家、コンピューター会社ですから、クロームブックを使ってこんなに壊れるとは思いませんでした。でも、それはアメリカでさえ気がつかなかったし、日本全国ほとんどのところがこれだけの数、クロームブックを導入しているわけですから、次、どういう形になっているか分かりませんが、こういった機種選定のウエートとして5年間でトータルで幾らかかるかということ、やっぱりもう少しウエートを上げていただいて検討していただきたいと思うんですが、その辺はどう考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今後の端末の選定につきましては、やはり議員がおっしゃられたように、トータルコスト、これまでの実績を踏まえまして、性能や価格、耐久性、サポート体制などを総合的に考慮しまして端末の選定を行ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。多分導入したときは、全国一斉で導入を、発注をかけても半年先、1年先じゃないとAppleのコンピューターなんて入らないという状況の中で、皆さんいろいろところで苦肉の策で選択されたと思うんですけれども、次回も同じようなタイミングで全国が5年で一気にリプレースをされる可能性があると思いますので、その辺も考慮していただけたらと思います。

次、5の質問にいきたいと思います。全国でGIGAスクールの開始に伴って、インターネット環境のない家庭のために、モバイルルーターの貸出し用の物の導入というものが推進されてきたと思うんですけれども、導入後、実は文科省のほうで利用率が3割強しか使われていないというデータが、今、文科省の中等教育局就学支援・教材課長より令和5年2月3日に通知があったと思うんですけれども、笠間市のモバイルルーターの利用状況とかそういったものはどういうふうになっているのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） モバイルルーターの利用状況ですが、笠間市の場合、児童生徒へ貸し出すためのモバイルルーターは導入してございません。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 導入しなかったんですね。

その理由を教えてくださいてもよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） モバイルルーターを導入しなかった理由についてでございますが、タブレット端末導入前の令和元年の段階において、家庭でのネット環境が整備されていない家庭が、全体の約2%に当たる101人と少なかったためでございます。そのため、これらの家庭には、オンライン授業用のDVDを配付し、DVDプレーヤーを貸し出すという対応を行ったため、モバイルルーターの導入は行いませんでした。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市、モバイルルーターを導入しなかったということで私、感動していますけれども、ほかのところはもう山積みで、新品のものが箱になった状態で、学校名とか自治体名挙げられませんけれども、私がサポートに行っているところでもそういった形になっていて、これどうするんだろうという形で言っていたらば、今年2月ですかね、通知が来て、有効利用しなさいと。笠間市の場合には、費用対効果全部を見越した中で個別対応することによって、遅れとかそういったものをなくさずしながら費用を抑えたという形で理解しました。ありがとうございます。これで大項目2のほうを終わらせて、大項目3のほうにいきたいと思います。

大項目3、GIGAスクールの施策と笠間市の対応状況についてという形になります。

小項目1にいきたいと思います。2018年に経済産業省より「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」が出されて、2015年から年間12兆円、5年で60兆円、このままだとレガシーシステムやDX人材を育て上げなかったら、日本全体で60兆円以上の損害が出るんだという中で、GIGAスクールなんかもその中の一翼を担って実施されてきたという経緯があると思うんですけども、国から様々な制度がその当時からGIGAスクールに関して提供されてきていると思うんですけども、笠間市としては令和4年までにICT支援員やGIGAスクールサポーターというのは制度的にあるわけですけども、これは何人ぐらい、今まで過去、設置されて配置されていたのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ICT支援員、GIGAスクールサポーターについての御質問でございますが、笠間市では、令和3年度から市内小中義務教育学校16校に対し、4人のICT支援員を配置してございます。一方、GIGAスクールサポーターは、主に学校におけるICT環境整備に初期段階で関与する役割を持っており、本市においては配置せずに、学務課職員で対応したところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ICT支援員は4校に1人、そしてGIGAスクールサポーター4校に2人、国庫補助金という形で交付金で対応という形で、ICT支援員のほうは十分に充足して笠間市のほうも有効利用されているということでしたが、GIGAスクールサポーターのほうは利用はなかったという認識でよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） そのとおりです。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それは、理由を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 先ほど御答弁したとおり、GIGAスクールサポーター、主に初期段階で関与する役割を持っているというようなことから、本市においては配置をせずに、学務課職員で対応を行ったということでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 多分、職員の方の並々ならぬ努力で、外部の力を使わずにという形でクリアしたのかなというふうに思いますが、もう制度としては、おとし、去年か、終わってしまいましたので、GIGAスクールサポーター制度なくなったという形になると思います。

2の質問にいきます。学校のICT化計画が、令和5年度、学校のICT化に向けた環境整備に係る地方財政措置についてという形で2年間延長になりまして、令和5年度、令和6年度にICT支援員が延長になりまして、GIGAスクールサポーターは終了になっていきました。

現状は今お聞きしたとおり、ICT支援員が令和4年までいらっしゃったということですが、現状、令和5年度と令和6年度の予定はどのようになっているか、お答えください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 現状と今後の予定についてでございますが、ICT支援員につきましては、今、議員おっしゃったとおり、令和5年度におきましても4名を配置してございます。ICT支援員というのは専門知識を持つ人材を採用しており、年度初めには新旧処理や端末の使用準備、小学校1年生の使い始めサポートを行います。また、授業でのICT活用の提案や端末のトラブル対応など、様々な重要な役割を担っております。これにより、教職員の負担を軽減し、問題解決にも役立っているところでございます。

令和6年度につきましても、学校の状況を考慮しながら、よりよいICT活用のために適切な配置を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ICT支援員が16校で4人いらっしゃるということなんですけれども、1校当たりというか、雇用形態というのはどのくらいになっていますでしょうか。週に1回とかオンラインのみとかいろいろな形の雇用形態あると思うんですけれども、ICT支援員のほうはどのような形で契約されているか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 市内16校ございますので、ICT支援員4名おまして、1週間に1回は必ず学校に行くような形を取ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。場所によっては、電話もしくはオンラインの問合せ以外はやりません、でもうち4人雇っていますという地方公共団体もあるので、安心しました。ありがとうございます。

次、小項目3にいきたいと思います。国はGIGAスクール構想を始めるに当たって、ICT支援員とGIGAスクールサポーターを入れて、ハードランニングに急になってしまったところをちょっとでも導入を円滑にさせたいということで動いたわけですけれども、そのときにちょっと遅れて、ICT活用教育アドバイザー制度という3本柱をつくったわけですけれども、ICT教育の推進を図ってきた割には、このICT活用教育アドバイザー制度がほかの制度から遅れたために認知度が低く、利活用されていない状況があると。2020年5月にはICT活用環境アドバイザー事業の事業概要が分かりやすく通知をされていって、内容としてはどんなものだったかという、自治体や教育委員会の相談に対応します。学校や教職員、保護者の対応はしません。オンラインの研修会も実施していきます。これは、講演は年8回、事例紹介、質問会などを実施して、3、さらにICT人材確保のための事業者などの御紹介なんかも、全部ポータルサイトをつくってやっていくというふうになっているわけですけれども、このICT活用教育アドバイザー制度を笠間市は利用していますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ICT活用教育アドバイザー制度についてでございますが、現在、本市では、ICT活用教育アドバイザー制度は利用してございません。ただし、本市には、ITに特化したIT未来高校がございます。今後は学校間連携を進めながら、教員の派遣や人的交流を通じて、ICT教育の質の向上をさせる取組を推進していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今、活用されていないこと、ちょっともったいないなというふうに思うわけですけれども、令和5年度にはこのICT活用教育アドバイザーというものが



名前が変わって、学校DX戦略アドバイザー事業として名前が変わった。ホームページも大幅にリニューアルしているわけですが、このポータルサイトなんかを見ますと、かなり遅れたがために、頑張っているんだと思うんですが、全国のアドバイザーを目的別に検索ができるようになっていたり、学校ICT化サポート事業者、ここは有料になるわけですが、そういったところを目的別に検索できるようになっている。派遣などができるか、茨城県対応できるかなんていうことも見られるようになっています。さらに、GIGAスクールの動画として、アドバイザー事業におけるオンライン研修会のアーカイブとか、ICT活用に関する動画がライブラリー化されているという状況があります。

StuDX Styleということが最近言われていますけれども、そういった中でも、StuDX専用のページをつくって、1で、GIGAに慣れる一導入にあたってという、システム自体がそこを見るだけでかなり分かりやすいなというものがつくってあったり、2は、GIGAに慣れる一使ってみよう、そして、教師と子供がつながるには、子供同士がつながるには、学校と家庭がつながるには、そして職員同士でつながるにはという活用の仕方を、事例を用いながら、かなりのページを割いてつくっています。

私、見て、こんなにやっぱり遅れてできた事業なので、頑張って予算つけてやったんだと思うのですが、その代わりフィードバックが中に入ってすごく有効なページになっていると思いますので、相談業務の助言とか支援に関しても費用負担ゼロでやってくれるということを明言されていますので、ぜひともこれから有効活用のほう考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） ICT教育推進のために、様々なそういう制度を活用しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

そして、大項目の4のほうにいきたいと思うんですが、GIGAスクール構想、とても大変だったと思います。私も業者として、いろいろな学校に行ったり、いろいろな先生、いろいろな業者とやり取りをしたりしながら立ち上げて運用にこぎ着けていくという中で、やっぱり人的な部分とか、やっぱり専門性を持った、知識を持っている人たちがいないとなかなかうまく動かないということはたくさんあると思うんですが、そんな中で、笠間市のGIGAスクールの管理体制とこれからの取組みについてちょっとお聞きしたいと思います。

小項目1です。実際に、児童生徒、教職員の端末を管理するということは、教育委員会、そして各学校のICTの管理や運用する、その役割が整理されていないとなかなか難しいと思います。現場に混乱やヒューマンエラーが起こるということが、整理がなされていないと出てしまう可能性があるわけですが、笠間市は委員会の担当者と学校の担当者

の職務役割分担というのをどのように決めて、どのように今されているかというのを教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） タブレット端末の管理に伴う教育委員会と学校の職務分担についてでございますが、教育委員会は、教職員や児童生徒のアカウント登録やパスワード管理、あるいはタブレット端末の在庫管理や機能の一括制御、故障した端末の修理の手配などを担当してございます。

一方、学校は、タブレット端末を貸与する際に保護者への連絡や承諾書の授受、故障した端末について教育委員会への報告や児童生徒からの回収などを担当しております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

単純に聞いただけでさらっとお話をされると何かすっとできそうな感じに見えるんですが、とてつもない苦労がその中にあるだろうと思うんですが、小項目の2にいきたいと思うのですが、例えば、教育委員会のGIGAスクール担当者は、今年度もそうだったと思いますが、3月から4月に対しては「年度更新タスクリスト」に基づいて、文科省から示された10ページ以上にわたるタスクリストを全部作成して円滑に、転校する人がいる、入学する人がいる、卒業する人がいる、一つ一つの個人データの削除や先生たちも異動がある。そういったものを全部やっていくということをやっているわけですね。

その中で、タスクリストの中で、児童生徒、教職員一人一人の「アカウントの更新、端末の更新、データの取扱い、組織体制の整備」の全ての観点から検討する必要性を担当者は求められているわけですね。この一つのミスがもしここに起きた場合には、全端末が動かないなんていうことも起こり得るわけです。

そんな中で、年度末と年度初めの人的及び物的、組織的な整備というのがとてつもない大変なことだと思っているんですけれども、笠間市はどのような形で、この年度更新タスクというのを実施されたのでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） タブレット端末の年度更新などの取組につきましては、教育委員会職員とICT支援員が関わって作業を行ってございます。主な作業としては、在校生の進級処理、卒業生の停止処理、新入生や転入生の登録、異動する教職員の転入転出処理、タブレット端末の初期化などを行ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 聞いただけですごい量だろうなと思います。

3に入ります。先ほどから話していますけれども、私コンピューターの仕事をしていま

すので、G I G Aスクール標準仕様のタブレットのP Cの設定運用サポートなど、ずっとやってきたりしました。平成31年度ぐらいですかね、からいろいろな形で、茨城県とか茨城大学とかいろいろなところでやってきたんですけども、その中で、G I G Aスクールの標準仕様の中にMDM、モバイルデバイスマネジメント、当時は管理コンソールと言いましたが、今は名前がまた変わりました、モバイル端末管理という機能を有していることが標準仕様の中でうたわれていました。私も設定しに行きました。でも、この機能を有効に使っている自治体が少ないなというふうなイメージを持っています。

モバイル、このMDMというのはどういうものなのかというと、先ほど来の端末に対するアカウント、児童生徒、教職員一人一人のI Dとパスワードの一元管理や、リモート操作、リモートでアップデートをかけたり、止めたりということができたり、このアプリケーションを全部のやつに入れてくださいという設定をすれば、全部同じようにできる。そんなことができ、セキュリティーなんかの対策で、一括管理なんかもできるわけですけども、このモバイルデバイスマネジメントを有効に使うといろいろなことができるわけですが、例えば、一人一人、一台一台、グループ単位での設定を、笠間小学校はこの設定にしますとグループでやれば、命令を出しただけで全部変更できるわけです。中学校はこうしましょう、小学校1年生はこういう設定にしたいと出すと、細かくグループ分けていけることができるわけですけども、効率的かつ継続的に管理できるので、非常に有用なんです。

例えば、児童生徒が端末を落っこしてきちゃった。リモートでロックをかけたり、中身を全て消去するなんてことが、ネットにつながった瞬間にそれができるとというのが、このモバイルデバイスマネジメントのいいところだったり、あとは勝手にアプリケーションをお父さんお母さんが入れちゃうのか、子どもが入れちゃうのか、入れようとしても、それは入れさせないなんていうような、先ほどもあったようなアプリケーションの管理もできます。

さらに、私なんかもよく質問されたんですけども、小学校とかに今回G I G Aスクール構想で導入されたときに、子どもたちが夜寝なくなって困ったとか、そうすると小学校1年生は朝6時から9時までしかインターネットは一切できないというのも、ボタン一つで全部設定ができるわけですね。そういった中で、タイムコントロール、またジオフェンシングという形で、学校から出たらカメラで勝手なもの、いろいろなところ、子どもたち小学校1年生から撮っちゃって危険なこともあるかもしれない。カメラ機能とかが学校から出てW i - F i が切れたら使えないなんていうことも、みんな設定ができるわけですけども、こういったことをちゃんと説明する業者も少ないということが、私たち本当に導入していた中で課題だというふうに思っていたわけです。

こういった中でも、ほかにもいろいろな有用な機能があるわけですけども、笠間市としては、このモバイルデバイスマネジメント、MDMの機能についてメリット・デメリッ

ト、その辺はどのように考えているかというのを教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） MDMのメリット・デメリットについてでございますが、議員おっしゃったように、メリットとしましては、一つ目として複数のタブレット端末の運用状況を一元管理することができること、二つ目としてタブレット端末に設定変更が生じた場合でも、個々の端末に対して一斉に変更を行うことができることなどが挙げられるかと思えます。

一方、デメリットとしましては、MDMは管理機能が非常に多く、専門的な知識が必要とされることが挙げられると考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

あまりにも機能がたくさんあって、すごく便利なものではありますけれども、しっかり理解して使わないと危険なので、私たちなんかもサポートするときにはしっかりその辺のところ勉強させていただいて、一緒にやったということが多いわけですが、ジオフェンシングコントロールとか、やっぱりタイムコントロールなどはすぐにでもやっぱり使える機能でありますし、そういったものを有効に使っていただいて、子どもたちの睡眠時間とかそういったものを担保できる、そういったことにも利用できるというふうに思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

そういった中で一番大切なのは、スキルがある程度持っている人じゃないと、MDMを設定ができないわけです。小項目5ですけれども、このスキルを持っていない人が間違えて自分が設定をしてしまったら、全端末が今日止まるかもしれない。その重責を担う担当の人は、笠間市では教育審議会の担当者として何人いらっしゃいますか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 担当者についての御質問だと思いますが、主担当職員が1名、補助として会計年度任用職員1名の2名体制でございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 端末管理、ほかの教員であれば、指導主事だったり社会教育主事のような教員であれば替えが利く可能性はありますが、今のこのGIGAスクールの設定とか、MDMの設定といったテクニカルな部分に関しては、3年ごとにやっぱり替わってってしまう、そういった担当者の方が1人で担当して、サポートしかいないという状況というのはとても危険じゃないかなというふうに思いながらいるわけですが、

6番です。担当者が病気ややむを得ない理由で職務を遂行できない状態になっても、学校、授業その他は止めるわけにいかないと思うんですね。そういった中で、複数人ちゃん

と知識を持った人たちで運用していくということが、リスクマネジメント上どうしても必要なというふうに考えておるんですけれども、兼務、当然新たに1人、人員を増やしてそこに専任で入れようということではありませんけれども、兼務でいいので早急に管理担当者を増やす必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 管理担当者の増員についての御質問だと思いますが、現在の人員数が限られている中で、業務を共有し、定期的な研修や業務分担の見直しなどを行いながら業務の継続性を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 前向きな検討をいただいております。ぜひ、ここは複数担当制という形で続けられるようにしていただきたいと思っております。

ちょっと話が替わります。7番にいきます。コロナが5類となって、普通に授業ができるようになって、本当に喜ばしい状況になっております。とってもいいことなんですけれども、ちょっとお聞きしたかったのが、今年度オンライン学習や授業などの実施状況というのがどのようになっているのか、教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 今年度のオンライン授業などの実施状況でございますが、全児童生徒に対しては行ってございませんが、授業のオンライン配信は病欠や不登校などの児童生徒に対して行ってございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） それは、頻度としてはどのくらい行われていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 毎日でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。

そうですね、ひきこもりとか病欠という形でオンラインで授業を受けるという形は、日々当たり前になるようになったということですのでごくありがたいと思いますが、全員を対象、全児童全生徒対象ということは実施されていないという今御返答だったと思うんですけれども、8番にいきます。

災害や疾病など予測できないような事態が発生するリスクというのは、いつでもあるわけですね。取手の今回の双葉の災害なんかもそうですけれども、そうなったときに、家庭や学校をつなぐ定期的にオンライン学習とか授業参観とか会議とかそういったものをやらないと、ある日突然それを使うことになったといったときに、保護者の皆さんや教職員、

児童生徒もうちのインフラつながっていない、Wi-Fiつながらなくなっちゃったとか、おかしくなっているなんてことが起きてしまうということが考えられると思いますので、できることであれば、こういう便利にせつかく利用できるようになって、お父さんお母さんもみんな使えるようになったこのオンラインという手段が、半年も放っておいたら忘れちゃったということにならないようにするためにも、いざというときのトラブル等で利用できなくならないように安定運用にしておく必要があると思うんですけれども、定期的な実施訓練的にわざとお試しでやるとか、そういったことのお考えというのはどうでしょうか、ありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育部長堀江正勝君。

○教育部長（堀江正勝君） 定期的なオンラインの利用をというようなことでございますが、御承知のとおり、コロナ禍においての休校時にはオンラインを活用した授業や朝の会が行われました。今後も非常時などの状況においてオンライン授業やオンラインによる朝の会が継続的に実施できるよう、長期休業時などを活用して、定期的にオンラインを活用した学習や交流の機会を設けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。やはり、せつかく皆さん使えるようになったものが、何か月も使わなかったら壊れていたとか、使えなかったなんていうことが起きたときに、その人たちがやっぱり授業を受けられないとか、学校とやり取りができないということがないように、そういったことも計画的にやっていただけるとありがたいと思います。

今回、特に言いたかったことというのは、文部科学省のほうも、小中学校もこれから先は、もしかするとBYOD、ブリング・ユア・OWN・デバイスという形で、高等学校のように各家庭に1人1台端末を購入していただいて、それを持ってきて小中学校もやる予定だという形がかなり聞こえてきています。BYADというブリング・ユア・アサインド・デバイス、この機種買ってきてということであれば、ブリング・ユア・OWN・デバイス、自分のやつを使ってくださいと言われたときには、macOSもWindowsもChromeOSもiOSも全部に、同じ授業時間中に一人一人OSが違うなんていう中で教職員も授業を実施しなければいけないというのが近い将来も見えてきているということもあります。教員の対応力、今以上にやっぱり苦勞するんじゃないかなと思うんですけれども、そういった中で、また令和5年3月30日には端末の利活用状況などの調査結果を踏まえた対応についてというものが出たんですけれども、その中で、校長先生の成果の課題認識、端末の利活用の頻度別というのを見たら、研修サポート体制などに関する課題として、小中学校ともに全体の50%以上が研修やサポート体制が十分ではない、さらに、効果的な指導法がよく分かっていない教師が多いなどということが50%以上に出てい

るということがあります。

GIGAスクールというのはIT人材の育成のみならず、一つ一つの家庭の多様性にも配慮しながら、児童生徒一人一人に個別最適化された学習環境を提供して、子どもの学習権を担保するための取組だと思っています。そういった中で、管理者である教育委員会の担当者の質的向上とか量的向上、そして現場の先生のスキルアップにつながるような定期的な研修とか、そういったものをやっぴり考えていってほしい。3年ごとにやっぴり当然皆さん異動に、平均的にと思っていたときに、やっぴり切れ目のない研修制度と切れ目のない人的なつながりというのをやりながら、やっていっていただきたいと思います。

今後、管理担当者、そうですね、MDMの研修とかもやはりぜひやっていただきたいと思います。もしそれがあれば、夜12時、さっき言ったとおり、さっき言われたとおり返答がありましたけれども、端末を子どもによっては取り上げるなんてことがあったわけですが、誰々君は悪いこといっぱいやっちゃうから朝6時から7時までしか使えませんとかそういうこともできるわけで、そうすると子どもたちに対して、俺、取り上げられちゃった、僕だけないという形にはならず、そういった形も対応できるかと思いますが、そのためにはそのMDMの管理者である人間の能力というか、スキルレベルを上げないとなかなか進まない。それが分かってくると、今度は現場の教職員も、うちでこういう問題があるから、ジオフェンシングを使って、学校から出たらカメラとかやっぴり止めてほしいですなんていう意見も出てくると思いますが、ほとんどの地方公共団体、自治体で、こういったMDMの機能を業者が、説明しない業者も悪いです。水戸市と同じように設定してありますと言うと、それで納得させられちゃったりする。

そういうことに負けないで、ぜひこういった質問をさせていただく中で、笠間市の児童生徒の成長に大きく寄与できるようなすばらしいシステムだと思いますので、繰り返しになりますけれども、担当職員の複数化や質的向上のための安定した研修計画、そして継続した途切れのない中長期的な管理運営をしっかりと取り組んでいただければと思います。少し早いですけど私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで2時55分まで休憩いたします。

午後2時42分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番川村和夫君の発言を許可いたします。

川村和夫君。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 5番、公明党の川村和夫です。議長の許可をいただきましたので、

通告に従い一問一答方式で質問を行います。

議長にお願いがあります。その都度、パネルの掲示をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） はい。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

今回の質問は、大項目1、笠間市の中小事業者支援について、大項目2、かさまち娘活躍事業についてです。よろしくお願いいたします。

今回の質問第1ですが、私は前職を地域金融機関に41年間在籍し、地域に根差した仕事をしてまいりました。地元の信用金庫に入庫した当時、昭和56年度は、信用金庫業界では全国に456金庫、信用組合では474組合ありましたが、40年後の令和3年度は、信用金庫がほぼ半分の254金庫、信用組合においては何と3分の1の145組合と減少しております。この減少の最大の要因は、中小事業者の減少です。中小事業者数を、総務省や経済産業省の調査から全国規模で見ると、1999年、平成10年では485万社あったのが、2016年、平成28年では359万社で126万社減少、率にして約25%も減少しております。全国規模同様に比例して、笠間市の中小事業者数は減少していると思います。あそこの店も閉店してしまったと日常的に目にする現状となっております。そこで、私は中小事業者と接点を多く持ってきた一人として、今回の質問の目的として、1、笠間市の現状の支援策の確認、2、支援策の課題、3、よりよい支援の在り方、仕組みづくり、以上3点に基づいてと、また、アンケートを事前に24の事業者に御協力いただき、事業者の生の声を集計分析させていただいております。目的とアンケートを踏まえながら、笠間市の中小事業者の支援の状況と課題、そして改善点を質問させていただきます。

先ほど冒頭に申し上げましたとおり、中小事業者数は全国で25%も減少しております。笠間市の現状として、小項目1、笠間市の中小事業者数の推移が、市内地域経済にどのような変化や影響をもたらしているか、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 5番川村議員の質問にお答えいたします。

笠間市の中小事業者数の推移が、市内地域経済にどのような変化や影響をもたらしているのかという質問でございますが、総務省統計局の経済センサス活動調査によりますと、中小企業を含む笠間市内の民間事業所総数は、令和3年6月1日現在が3,074事業所で、平成24年2月に実施された同調査では3,505事業所であったことから、9年間で481事業所、13.5%減少しております。また、令和4年度末の笠間市商工会会員数は1,961で、つくば市の3,232、神栖市の2,048に次いで県内3位となっており、これらの数値を重ねて考えますと、本市では中小企業で個人事業主が多いという特徴が表れていると言えます。

考えられる一般的な影響としては、雇用機会の減少、地域経済の業種の偏り、地域への新たな投資の減少などがあり、中小事業者の減少は地域経済に広域な影響を及ぼす可能性



があると考えられます。

しかしながら、より活動的な企業への雇用の移動が起こったり、M&Aにより新たな要素が入ることで事業経営がより強固になるなど、好意的な見方をすることもできます。実際、当市におきましても、市内の食品加工業者の第三者事業承継が行われたり、廃業された店舗を利活用し菓子店や美容室など新たな事業者が創業するなど、事業者の新陳代謝が行われているものと考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 御答弁からしますと、この現状として総合的に見ましても、やっぱり中小事業者数の減少は、やっぱり市内の経済にある程度影響を与えるのではないかと考えております。

中小事業者の支援は、やっぱり喫緊の課題であると考えております。このままでは、地域経済、本当に地域の魅力がますます減退することは避けられないと思います。先ほど述べられた数字にも、本当に実感できるような状況だと思っております。私も金融機関に勤めておまして、昨今は倒産よりも、事業承継ができずに廃業している事業者がほとんどと思っております。そもそもの創業する事業者がいなければ、いずれ事業者はなくなってしまいます。それが自然のことわりだと思えます。ですが、笠間市は、以前から創業期の支援に関して、創業塾を柱として支援事業をしております。

そこで、小項目②に移ります。創業期の施策として笠間市創業塾がありますが、その創業塾の内容はどのようなものでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市創業塾の内容はという御質問でございますが、笠間市創業塾は、国の認定を受けた笠間市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業として、平成27年度から笠間市と笠間市商工会が主催となって開催しているもので、創業を考えている方や創業後5年未満の方が創業に必要な実践的な知識、経営、財務、人材育成、販路開拓など、中小企業診断士や社会保険労務士から学べることのできるセミナーでございます。また、全体の8割以上の講座を受講した方は、株式会社等を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減や創業関係保証の保証枠拡充など、優遇措置を受けることができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により未開催となった令和2年度を除く平成27年度から昨年度までの受講状況では、128名の方が受講し、うち8割以上受講された方が58名、現在までに創業されている方は35名となっている状況でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今の答弁からしますと、かなりのボリュームがあって充実した内容だと見受けします。なおかつそれが数字に表れていまして、8割以上が58名で、そのうち35名が創業しているというのは、なかなか市町村の創業塾の中で見ても、かなりの実績

になっていると思います。

ただ、創業塾で学んでもすぐに創業や起業しない方もいらっしゃるということなのですが、それはやっぱり創業は資金繰りと違って、あした必ずしなくちゃならないというものではないということはよく分かるんですが、あとは創業塾に通われた方のちょっとお話を聞きましたら、創業塾で受講したから理解できたわけではなくて、講師の先生のその後のフォローや個別に相談できる仕組みがあったらよかったなという、その創業の受講された方の声も聞きました。また参考までに、創業塾のメニューに現役の経営者の話を入れてみるのも、受講者にとって参考になりますし、創業の後押しになると思います。ぜひそういうところも入れていただきながら改善していただき、もっと創業される方が多くなっていくことを望んでおります。

次に、小項目3に移ります。事業者のライフサイクルとして、成長期以降の事業者が笠間市内でも大半を占めております。事業も人間と同じで、定期検診や人間ドックのように、自己管理をしております。それでも病気は避けられません。

事業を存続させていくのには、経営者として毎日課題に直面しているのが現実です。その課題を客観的に見てアドバイスしてくれる支援を求めている事業者は、数多くおります。そこで、成長期以降の相談体制についてお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成長期以降の相談体制についての御質問でございますが、本市では、産業活性化コーディネーターを1名常駐させております。産業活性化コーディネーターの業務は、令和4年度から茨城県央地域9市町村で構成する連携中枢都市構想に基づく事業として5か年間の計画でスタートしたもので、笠間市は城里町を合わせた区域を一つのエリアとして、毎週火曜日から木曜日までの3日間、笠間市商工課内に1名のコーディネーターが常駐しているところでございます。

この産業活性化コーディネーターは、その多くは製造業出身ですが、中小企業の代表取締役や元商工会の事務局長の方で中小企業診断士、社会保険労務士などの資格取得者もいるため、コーディネーター同士が横の連携を図りながら適切なアドバイスを行う中小企業支援のための専門家で、専門家紹介、技術連携支援、人材開発支援、販路拡大、補助金支援制度紹介など、積極的に企業を訪問しながら、幅広い内容の支援を伴走型で行っているところです。

参考までに、事業初年度となった昨年、令和4年度は、笠間市内の製造業、卸売業、小売業、建設業、サービス業など事業所54社に訪問し、経営力向上、開発力向上、人材開発、販路拡大、資金調達などの課題解決に向け、課題をヒアリングを行っております。実際の事例といたしましては、市内のホームページ運用制作会社に受注機会創出のため、セキュリティ管理認証I S M Sの取得に向け、専門家派遣によるコンサルを実施し、認証を所得につなげたことで、今の効果が発揮されるものと期待されております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 現状はそのお一人で事業者の課題に取り組まれているということですが、事業者ごとに課題が様々で御苦労が絶えないと思いますが、今の相談体制について課題や改善点はございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和4年の活動における改善点といたしましては、新たな令和4年度からの事業であったことから、事業者への周知が図られていなかったこと、関連する支援機関との連携が図られていなかったことが課題となっておりました。それらを改善すべく、令和5年度においては、活動拠点、昨年までは岩間支所の相談室に所在しておいたものを本所の商工観光課内に移動しまして、市との連携を密にするとともに、商工会やハローワークと連携し、様々な経営課題の解決に向け支援をしてまいります。

今後、新たな改善点が見つかった場合でも、コーディネーターと相談しながら取り組んでいくようにしたいと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほども述べましたけれども、そういう改善がなされていけばよりよいものになると思うんですけれども、笠間市の事業者の大半が成長期以降の事業者なんです。課題も創業期に比べると、やっぱり多岐にわたっていますので、その事業者の課題や悩みを支援するには、やっぱりきちんとした体制づくりや仕組みが必要となってくると思います。その産業コーディネーター以外に、やっぱりいろいろな仕組みをつくっていかないとならないと思うんですけれども、すぐには体制づくりはできませんが、将来を見据えて早く着手することが、中小事業者にとっては重要と考えております。

そこで、小項目④、成長期以降の事業者の課題・悩みを聴く仕組みについて、産業活性化コーディネーターのほかにもどのようなものがあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成長期以降の事業者の課題・悩みを聴く仕組みは、産業活性化コーディネーターのほかにもありますかとの御質問でございますが、市の体制では現在、職員としての専門職の配置はしておりません。専門性の高い支援内容につきましては、今後も今まで同様、商工会や国県の専門機関と連携しながら対応するとともに、より専門性の高い高度な相談になった場合には、県のよろず支援拠点や事業を引継ぎ支援相談等の適切な専門機関への紹介をしていくものが重要と考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

それがなぜかと言いますと、パネルちょっと掲出します。このパネルから推察するというか、アンケートを取らせていただいております。よりよい相談体制にしていくためには、それは、なぜそういうことを言ったかと言いますと、行政機関にどのようなことを望んで

いますかというアンケートを取ってみました。それを集計して、こちらで具体的に3点まで絞ってまとめてみました。アンケートは24事業者にしておりまして、その中の23先が創業期以降、業歴5年以上の事業者でした。その3点が、1、経営者は集合研修、座学だけではなく、自社向けの独自支援を求めている。2、経営者は支援内容だけでなく、同じ担当者、信頼関係の上での伴走を求めている。3、経営者は自社の内容を理解してくれて、外的要因に合った支援ができる専門家を求めているというふうにこちらでまとめさせていただきました。以上のアンケートから見えてくるのは、今後、行政の立ち位置はますます重要になってくるのが分かっております。その上で、支援の仕組み等を充実させていく基本は、やっぱり相談を受ける人、職員が重要だと思っております。

そこで、小項目⑤、成長期以降の支援体制で、職員の人材育成の点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 成長期以降の支援体制で職員の人材育成の点はどのようにお考えでしょうかとの御質問でございますが、先ほど答弁したとおり、市では専門職の担当職員は配置しておりません。市の担当職員の人材育成につきましては、成長期以降の中小企業者支援という非常に専門性の高い支援となりますので、国、県、商工会、または市内の金融機関など適切な支援機関に円滑につなぐことのできるようハブ機能を持たせるというのが、市の職員としての重要な役割と考えております。

今後も関係機関との情報共有を随時図ってまいりたいと考えているところです。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。ここでもちょっとなぜ今質問したかということ、ちょっとパネルを通じてやらせていただきます。

アンケートから見えてくる人材育成の必要性なんですけれども、このアンケートを取りまして、自治体が提供できる価値として、私は民間でずっと仕事をしてまいりましたが、やっぱり自治体は安心と信頼、地域のハブとしての役割があって、高い信頼性が備わっております。アンケートからも、回答いただいた3人に2人以上は、行政機関等に相談を受けたいとの回答がありました。それだけではなく、行政への期待度も高まっております。事業者のライフサイクルに合わせた支援強化が重要と考えております。そのためにも、基礎的な専門的知識の習得を職員ができて、的確に専門機関や専門家への橋渡しができますと、事業者が安心して行政の窓口へ相談できる環境が整うと考えます。今後もより多くの事業者の声を聞きまして、継続的に中小事業者の支援の充実のために質問をさせていただきます。

以上で大項目1を終わりにしまして、次に、大項目2、かさまち娘活躍事業について伺いたします。本事業は、5月30日付で茨城新聞に山口市長が事業の詳細を述べられておりましたとおり、令和5年度の重点施策の一つです。かさまち娘活躍事業は、独自性あ

る事業であると思っております。それは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が創業サポートブックの中で記載されていますが、創業における四つのステージの中の第1ステージの支援事業と同様に捉えることができます。それは創業イメージがまだ漠然としている段階にあり、いつか創業したいと思いつつもどういう事業で創業すればよいかまだ明確になっていない状態にある方々の支援窓口をつくる本事業は、ほかの自治体にはないものです。また、今まで創業支援で欠けていた創業希望者と向き合ってどう進めていくかという視点も兼ね備えている事業だと思えます。

そこで、小項目①、「かさまち娘応援窓口」について、本事業の導入背景はどのようなものでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） かさまち娘の応援窓口についてという御質問でございますが、市では、今年度から女性の社会進出、活躍の推進を図ることを目的とし、頑張る女性応援事業を開始し、その事業の柱として、かさまち娘応援窓口、通称キラリかさま女性応援相談窓口を商工課内に設置したところでございます。

この窓口では、市内で創業または起業したい女性、仕事のスキルアップを目指す女性など意欲を持ってチャレンジする女性からの相談を受け付け、市の中で完結できない内容につきましては、商工会や労働局などの公的機関や中小企業診断士、社会保険労務士または市内の金融機関等につなぐことにより、より実質的な支援を実施するなど、女性の新たなチャレンジを支援しております。本事業の導入背景といたしましては、第4次笠間市男女共同参画計画、キラリかさまプランに基づく基本目標の一つである、すべての女性が輝く社会づくりに向けて事業化したもので、市内から会社を経営する、市外で会社を経営する女性から市内で起業したいとの相談に対して適切な支援ができなかったことから、就業支援など相談業務を強化するため、キラリかさま女性応援相談窓口を設置したものでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 先ほど御答弁で導入の背景がきちんとしておりましたので、安心しておりますが、今後、多くの相談者を受けることになっていくと思えますけれども、相談後のフローというのはどのようになっているのでしょうか。例えばですけれども、従来の創業塾につなぐとかするのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 相談後のフロー、次のステージに向けてということかと思えます。相談を受けた後の基本的な流れや相談内容や相談のレベルによって異なりますが、一例を申し上げますと、例えば明確に特定の事業における創業に向けたノウハウを知りたいということであれば、市と商工会主体の創業塾に、先ほどの創業塾に参加していただくことなどが考えられます。また、創業したいと考えているがどうしたらいいか分から

ないなどの創業予備軍の方であれば、中小企業診断士の先生と創業に向け相談の場を設けるなどが考えられるところでございます。

今年度始動したばかりの事業のため、そのあたりにつきましては、相談者のニーズに合わせた的確な支援をしていくべきものと考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。期待して推移を見守っていきたいと思います。

次に移ります。小項目②、女性活躍応援サイトですが、ターゲットはどの年代にあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

女性活躍応援サイトのターゲットという御質問でございますが、働く女性、起業する女性、子育て中の女性、再就職を考えている女性など、ライフステージやライフスタイルに応じた女性の活用を応援するため、ターゲット層は幅広く設定をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） そのサイトは、どのようなツールを活用するのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 笠間市公式ホームページの特設サイトを使いまして、スマートフォンやタブレットなどからも検索しやすいツールということで設定をしております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

では、そのサイトに盛り込まれる具体的内容は、どのようなものでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今年度の新たな事業でございます市内女性の就労、キャリアアップを支援するための資格取得支援事業、市内で創業する女性を対象といたしました創業支援事業に関する情報のほか、子育てや介護、ヘルスケアなどといったコンテンツを載せる予定でございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。具体的な内容であればいいんですけども、より以上具体的にして、より以上サイトに集まるようにして、情報を周知するようにはいかないかと、事業としてすばらしいものでもなかなか市民の方に浸透していかないですし、特に女性をターゲットにしていますので、意外と女性のが敏感な部分がございますので、ぜひそのところをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小項目3の資格取得・創業支援の推進について、どのような資格取得を支援して

いただけるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 資格取得・創業支援の推進についてという御質問でございますが、市では、今年度より女性を対象とした資格取得支援と創業支援を開始いたしました。

まず、資格取得につきましては、女性の就労及びキャリアアップを支援するために、転職、再就職または非正規雇用から正規雇用へ転換のための資格、免許取得を支援しております。国の教育訓練給付制度の給付を受けている方で給付対象とならない部分、例えば、書籍の購入とかそういう部分、または長期にわたり離職されておりまして雇用保険に加入されておらず、国の教育訓練給付制度に該当しない資格を取得した方を対象としております。

資格を取得するために要した費用が補助対象となり、補助額は経費の2分の1、10万円を上限に、資格の受験費用だけではなく資格の対策講座など受講費用や、先ほど申し上げました参考書の購入費用などを含め、過去3年間までさかのぼることができるなど、よりきめ細やかな支援内容となっております。

続きまして、創業支援でございますが、女性の社会進出の促進や地域での活躍推進を図るためを目的として創業支援を行っております。支援の要件といたしましては、市内に住民票のある女性であることとしており、創業する業種につきましても、風営法で規定される一部の業種を除き、ほとんどの業種を補助対象としております。

さらに、育児や介護など家庭の状況に合わせて創業しやすいよう、年間最低営業日数や営業時間の要件を、これまで行っていた創業補助と比較して緩和しております。補助額は店舗の購入費など設備費用などの補助対象の2分の1、上限50万円となっております。

参考までに、今年4月の事業開始から現在までの事業の運営状況を申し上げますと、資格取得支援につきましては4件の相談を受け、創業支援につきましては3件の相談を受けているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） まだ2か月ちょっとの割には、相当なスタートダッシュだと思えます。それぞれの新しい支援ができていますけれども、市としては目指すべきゴールとか、具体的、その数値的な目標はあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 目指すべきゴール、具体的な目標という御質問でございますが、キラリかさまプランの中には、目標指数の中に、女性の資格取得に関する具体的な数値目標を掲げておりません。事業1年目となる今年度は、予算化した1件10万円の資格、所得補助を30件分予算を確保しておりますが、これで使い切れないほどの補助が来ていただくことを、補正予算で対応するほどのものがあれば、そのようにしてまいりたいと

考えております。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 幅広いそういう手厚い補助がしていただけるので、ぜひとも多くの方々に活用できるように周知をしていただきたいと思います。

次に、小項目④、かさまち娘活躍事業の予算についてですが、予算は本年度480万円計上されておりますが、どのような人が対象で補助されるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和5年度、予算480万円の使い道、予算配分についてという御質問でございますが、ただいま先ほどからお話しております、かさまち娘応援プロジェクトの事業に対する事業費でございます。480万円の使い道でございますが、笠間活躍応援サイトの構築、こちら総務課が行うこととなっておりますが、そちらに50万円、頑張る女性応援事業として、女性の専門職資格取得事業につきましては300万円、女性の創業支援につきまして130万円の予算を計上しているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 十分な予算なのかどうか始まったばかりなので分かりませんが、ぜひ、こういう言い方は失礼ですけれども、使い切っていて足りなくて補正予算となるような、そういう事業にしていいただければと思っております。

また、多くの方が対象になっていきますので、活躍の場がより提供されるんじゃないかなと思います。補助して必ず資格を求めるのか、それとも資格を取得後、補助されるのかということ、ちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（大関久義君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 補助をして必ず資格取得をできることが求められるかというところでございますが、本事業につきましては、資格取得後に申請を受け付けることとしております。過去3年まで遡って、資格を取得するために要した費用の補助対象としておりますので、かなり幅広く補助を交付することができるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） よく分かりました。本年度の重点施策の一つである本事業が、ほかの関連部署と連携を図りながら軌道に乗るようにしていただきたいと思います。そのことがいろいろな事業への波及効果をもたらすことは、先進事例でも明らかになっております。私も今年3月に視察してまいりました兵庫県豊岡市も、男女共同参画計画やダイバーシティ宣言を基に、女性活躍の事業を展開しております。

市内の事業者や地域を巻き込んで、行政のあらゆる機関が協力しております。笠間市も、かさまち娘活躍事業が基盤の事業となると思っております。進捗状況を見ながら、また質問に取り上げさせていただきます。



以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 5番川村和夫君の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時29分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 田 村 幸 子

署 名 議 員 益 子 康 子